

平成23年度関税改正に関する論点整理

平成22年11月30日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会 企画部会  
財務省 関税局

# 平成 23 年度関税改正に関する論点整理目次

## I. 平成 23 年度関税改正の背景

1. 関税率等を巡る国際状況 . . . . . 1
2. 税関行政を巡る状況 . . . . . 1

## II. 平成 23 年度関税改正についての考え方

1. 平成 23 年 3 月 31 日に適用期限の到来する特惠関税制度の取扱い
  - (1) 基本的な考え方 . . . . . 2
  - (2) 延長の必要性及び適用期限 . . . . . 3
  - (3) シーリング . . . . . 3
  - (4) 国別・品目別特惠適用除外措置 . . . . . 3
  - (5) 繊維製品に関する特惠原産地規則 . . . . . 5
  - (6) 特惠卒業 . . . . . 5
2. 平成 23 年 3 月 31 日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の取扱い
  - (1) 基本的な考え方 . . . . . 5
  - (2) 航空機部分品等の免税制度 . . . . . 5
  - (3) 加工再輸入減税制度 . . . . . 6
3. 平成 23 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い
  - (1) 基本的な考え方 . . . . . 7
  - (2) 延長の必要性 . . . . . 7
  - (3) 基本税率化 . . . . . 8

(4) 適用期限	8
4. 平成23年3月31日に適用期限の到来する特別緊急関税制度等の取扱い	
(1) 基本的な考え方	8
(2) 延長の必要性及び適用期限	9
(3) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎	9
5. HS条約の2012年改正に対応するための関税率表の改訂	9
6. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴うAEO制度の改善	
(1) 輸出通関における保税搬入原則の見直し	10
(2) 輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴うAEO制度の改善	10
7. アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入	11
8. 回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入	11
9. 航空機旅客の予約情報等報告制度の導入	12
10. 保税地域許可手数料の見直し	12
11. 納税環境の整備	12
12. 特殊関税に係る手続の改善	13

## I. 平成 23 年度関税改正の背景

### 1. 関税率等を巡る国際状況

WTO（世界貿易機関）のドーハ・ラウンド交渉は、その見通しが不透明な状況にあるものの、本年 11 月の G20 ソウル・サミット及び APEC 横浜首脳会議で、迅速かつ成功裏の妥結の重要性が確認され、平成 23 年（2011 年）が、交渉妥結に向けた重要な「機会の窓」とされている。世界経済は、各国政府による景気刺激策の効果もあって、緩やかに回復しているが、依然として多くの不確実性が認められる。我が国としては、世界経済の持続的な発展のため、諸外国とともに、多角的な自由貿易体制の強化に引き続き貢献していくことが重要である。

また、経済連携協定（EPA）については、我が国は、本年 11 月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、世界の主要貿易国との間で高いレベルの経済連携を進めると同時に、農業における競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進することとした。本年 10 月にインドとの間で、11 月にペルーとの間で、それぞれ交渉が完了しているところであるが、さらに、現在交渉等が行われている二国間の EPA・広域経済連携の取組についても加速化することとしている。また、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）に向けた道筋の中で唯一交渉が開始している TPP（環太平洋パートナーシップ）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとしている。

### 2. 税関行政を巡る状況

税関行政については、経済のグローバル化、物流の高度化等が進展する中で、貿易手続の効率化など我が国の競争力強化を図るとともに、水際取締りの強化や関税等の適正な賦課・徴収に努め、これらについて効果的かつ効率的に取り組んでいく必要がある。

貿易立国である我が国にとって、貿易の円滑化により経済活動を活性化することは極めて重要であり、昨年 12 月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」においても貿易関連手続の一層の円滑化が盛り込まれている。貿易の安全確保と円滑化の両立を図る観点から、AEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度の整備が進められており、平成 17 年度の輸出者に係る AEO 制度の導入以降、その対象事業者の範囲が輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、そして製造者へと順次拡大され、サプライチェーン全体をカバーする AEO 制度が構築された。また、諸外国との AEO 制度の相互承認も同時に進められており、これまで、ニュージーランド、米国、EU、カナダとの間で AEO 相互承認取決めが行われている。今後とも AEO 制度におけるセキュリティの維持や更なる利便性向上を図るなどの必要な見直しや、AEO 相互承認の拡大を継続的に行うことが求められている。

また、「知的財産立国」の実現を目指した様々な取組が進められている中で、知的財産侵害物品の水際取締りについては、知的財産戦略本部が策定する知的財産推進計画等を踏まえ、輸入差止申立制度の対象範囲の拡大、輸出差止申立制度の導入など、制度の充実強化が図られてきた。本年 11 月には、正当な貿易と世界経済の持続可能な発展を阻害する模倣品・海賊版の拡散に効果的に対処するための国際的な法

的枠組みとして、我が国がその必要性を提唱してきた、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA：Anti-Counterfeiting Trade Agreement（仮称））について、交渉関係国の中で最終的な条約案文を確定したところである。

さらに、覚せい剤の密輸事犯の摘発件数が平成21年には過去最高を記録するなど、不正薬物の密輸リスクが非常に高まっており、国民の不正薬物乱用に対する危機感は一層高まっている。また、平成13年（2001年）9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているものの、依然として世界各地でテロ事件が相次いでおり、我が国に対するテロの脅威は依然として高い状況にある。こうした中で税関当局には、一層効果的かつ効率的な水際取締りが求められている。

## II. 平成23年度関税改正についての考え方

### 1. 平成23年3月31日に適用期限の到来する特惠関税制度の取扱い

#### (1) 基本的な考え方

イ. 関税率等の関税制度については、国内産業や国内生産の状況、消費者の負担、国際的な要請等を踏まえて設けられているが、このうち暫定的な制度は、一定の政策上の必要性等から、原則的な制度を、適用期限を定めて修正するものであり、その必要性等については、常に見直していくことが重要である。

ロ. 特惠関税制度は、途上国を支援する観点から、途上国の輸出所得を増大させ、工業化を促進し、経済成長を加速させるため、先進国が途上国の産品に対して一般の税率より低い特惠税率を適用する制度である。先進各国で実施されているが、我が国においては昭和46年に導入されて以来、10年ごとに延長が行われてきており、平成23年3月31日に適用期限が到来する。

ハ. 後発開発途上国（LDC）を中心に、途上国の開発支援は引き続き重要であり、特惠関税制度はその有効な手段であると考えられる。こうした観点から、制度の設計及び運用に当たっては、特惠メリット（特惠関税制度によって与えられる利益）の改善に努め、これにより、経済連携協定（EPA）の積極的な推進とも相まって、途上国の我が国市場へのアクセス機会の拡大を図ることが望ましい。また、制度の効果的な運用のためには、高い国際競争力を有する産品について特惠税率の適用を除外し、特惠メリットを他の途上国に均てんさせる必要がある。

ニ. 同時に、特惠関税制度が、我が国が開発支援のために途上国に対して一方的に供与する便益であることを踏まえれば、対象品目の選定、特惠税率の水準等について国内産業への影響に配慮することも必要である。また、簡素で透明性の高い制度を構築することが求められる。

ホ. なお、WTOルールとの関係では、特惠関税制度の導入、対象品目、特惠税率の水準等については、各先進国が開発政策や国内産業保護等の観点から裁量的に判断することができる。しかし、その場合であっても、全ての途上国を無

差別に取り扱わなければならない、途上国を差別的に取り扱うためには、開発支援の観点からの客観的な基準が必要であるとされている。

## (2) 延長の必要性及び適用期限

我が国の特惠関税制度は、昭和46年の制度導入以来、10年ごとに適用期限の延長を行ってきた。特惠関税制度を通じた開発支援は引き続き重要であり、来年4月以降も適用期限を延長することが適当であると考えられる。

また、開発支援という事柄の性格上、引き続き、中長期的な期限の設定が必要であると考えられる。適用期限までの間においても必要な見直しは可能であり、特惠関税制度の適用期限は従来どおり10年間延長することが適当であると考えられる。

## (3) シーリング

イ. シーリングは、年度当初に一定の特惠適用の限度枠を設け、月ごとに輸入実績を管理し、当該限度枠を超えた場合に特惠税率の適用を年度末まで停止する制度である。国内生産者保護と途上国の我が国市場へのアクセス機会拡大の両立を図るため、一部のセンシティブな鉱工業品(1,182品目)について導入されている。また、特定の国がシーリング枠を独占することを防ぎ特惠メリットを他の途上国に均てんするため、特定の国からの輸入がシーリング枠の5分の1を超えた場合にはその国について特惠適用を停止することとなっている(国別5分の1停止措置)。

ロ. しかしながら、本制度を現在も維持しているのは、主要国で我が国だけであり、国際的には異例となっている。また、①年度途中で特惠適用が停止されるため、予見可能性が十分ではない、②年度当初の駆込み的な輸入を助長し、企業活動を歪めている可能性がある、③特惠適用輸入額の管理等の行政コストが生じる、④国別5分の1停止措置はあるが、年度当初に一国が枠全てを使い切る例も散見される、といった問題点もある。

ハ. シーリングを廃止すれば、原則として、年間を通じて途上国からの全輸入について無制限に特惠適用が可能となり、途上国支援に資すると考えられる。したがって、途上国の開発支援の観点から、シーリングの問題点も踏まえ、シーリングを廃止する方向で見直しを行うことが適当と考えられる。

また、こうした見直しの結果、国内生産者の保護のために代替となる措置が必要な品目については、特惠税率の引上げや特惠対象品目からの除外により対応することが適当と考えられる。

(注) なお、特惠輸入の急増によって国内産業に損害等が生じる場合に緊急的に特惠適用を停止する制度(エスケープクローズ)が設けられている。

## (4) 国別・品目別特惠適用除外措置

- イ. 高い国際競争力を有する産品について特惠税率の適用を除外し、特惠メリットを他の途上国に均てんすることは、特惠関税制度の趣旨に照らして重要であり、これまでも、高所得国の卒業制度、シーリング枠の国別5分の1停止措置等を導入してきた。さらに、平成15年からは、国別・品目別特惠適用除外措置として、産品の国際競争力等を勘案して、国と品目を指定して特惠税率の適用を除外する措置を導入しており、この措置の効果的な運用に向けた適用基準の見直しが必要である。
- ロ. 現行の適用基準には定性的判断を求める項目が含まれているが、本措置は適用される関税率を引き上げるものであることから、できる限り客観的で透明性のある運用が望ましい。また、平成16年(2004年)のWTO上級委員会報告でも明らかにされたように、WTOルール上、国ごとに取扱いに差異を設ける場合には、途上国の開発支援との関係でその理由を説明する必要があるが、現在の適用基準が国内産業への影響に言及していることは誤解を招くおそれがある。したがって、より客観的で透明性が高く、WTOルールにより整合的な基準を策定する必要がある。
- ハ. 平成15年の本措置の導入以降、我が国の貿易規模は拡大してきており、これに応じて定量基準を更新する必要がある。
- ニ. 以上を踏まえ、新たな適用基準については、次のとおりとすることが適当と考えられる。

一の特恵受益国(LDCを除く。)の産品であって、3年平均で、その輸入額が当該産品の総輸入額の50%を超える場合、特惠適用の対象から除外する。ただし、3年平均で、その輸入額が15億円を超えない場合、除外しない。

(注1) 農水産品(第1~24類)の品目については、HS9桁単位で適用し、  
鉱工業品(第25~97類)の品目については、HS4桁単位で適用する。

(注2) なお、上記の定量基準に該当する産品の特惠適用輸入額がその途上国からの総特惠適用輸入額の相当程度のシェア(25%超)を占める場合においては、その産品を特惠適用の対象から除外すれば、その途上国の開発に悪影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、特惠適用の対象から除外しない。

また、途上国との経済連携協定(EPA)交渉において関税譲許の内容が確定する大筋合意が既に行われており、その中で我が国が特惠税率以下のEPA税率を譲許している品目については、上記の定量基準に該当する場合であっても特惠適用の対象から除外しない。

ホ. なお、このように適用基準を見直せば、新たに特惠適用の対象から除外される産品が生じると考えられるが、国内消費者・需要者への配慮から税率を引き上げないことが求められる場合には、一般の税率（MFN税率）を引き下げることで低税率を維持することについて検討することが適当と考えられる。

#### (5) 繊維製品に関する特惠原産地規則

特惠関税適用に当たっては、我が国の原産地規則に照らして、産品がその途上国の原産品であることが必要であるが、繊維製品に関する原産地規則は、厳格な基準を定めている。具体的には、我が国から材料を途上国に輸出し、生産に使用した場合、我が国から輸出した材料は、その途上国原産の材料とみなすことができるというルールが、繊維製品（HS第50～63類）には適用されていない。また、ニット製品（HS第61類）に関して、非原産品である糸の原繊維から製造する（製糸、生地製造、縫製の3工程を経る）場合、その途上国の原産品の資格が与えられるが、非原産品の糸から製造する（2工程しか経ない）場合、原産品の資格が与えられない。さらに、繊維製品（HS第50～63類）に関して、僅少の非原産品を用いた場合でもその途上国の原産品の資格が与えられない。

これらの点について、特惠関税制度の目的が途上国の開発支援であることを踏まえ、途上国の特惠メリットの改善に資するように、原産地規則を緩和する方向で見直しを行うことが適当と考えられる。

#### (6) 特惠卒業

従来より、世界銀行統計の「高所得国（1人当たり国民総所得\$12,196（2009年）」に3年連続で該当した国・地域については、特惠関税の適用対象から外すこととしている。今年度新たにオマーン、トリニダード・トバゴ及びバルバドスが上記基準に合致したため、特惠適用の対象から外れることとなる。

## 2. 平成23年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の取扱い

### (1) 基本的な考え方

航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度については、その必要性について見直しを行い、3年ごとに延長を行ってきており、平成23年3月31日に適用期限が到来する。

これらの制度は、それぞれを取り巻く国内産業の状況や国際環境等を勘案して延長の適否を検討するため暫定的な制度とされてきたところであり、その必要性について見直していくことが重要である。

### (2) 航空機部分品等の免税制度

#### イ. 延長の必要性

本制度は、①航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材のうち国産困難と認められるもの、並びに、②人工衛星、人工衛星打上げ

用ロケット等の部分品及びその製作に使用する素材のうち国産困難と認められるものについて、その関税を免除するものである。その目的は、航空機製造業の国際競争力強化及び公共性の高い航空運送事業の発展に資すること、並びに広範な技術波及効果を有する宇宙開発の発展及び宇宙産業の国際競争力強化に資することである。したがって、航空宇宙産業における国産品開発の状況、国際競争力の度合等、その時々々の制度を取り巻く状況を勘案して制度の必要性について検討する必要がある。

航空機製造業は、今後、需要の大幅な拡大が見込まれる成長産業であり、我が国製造業全体の高度化をもたらし得る戦略産業であるが、本年9月に新規国産ジェット旅客機の生産が開始されたものの、国産困難な部分品等については輸入に依存せざるを得ない状況である。また、宇宙産業は、高い波及効果を持ち、経済発展の基盤となる高付加価値産業であり、我が国としても戦略産業として競争力の強化に取り組んでいるところであるが、宇宙開発用物品の部分品等は、国産化は進展しているものの、一部の部分品等については輸入に依存せざるを得ない状況である。こうした航空宇宙産業の状況等を踏まえると、本制度は引き続き延長の必要性が認められる。

#### ロ. 適用期限

航空宇宙産業の新しい技術開発や事業化を支援するという政策の性格から、適用期限については、制度の安定的運用及び定期的な見直しの必要性を考慮して中期的な期限を設定することが妥当であり、従来どおり3年間延長することが妥当と考えられる。

### (3) 加工再輸入減税制度

#### イ. 延長の必要性

本制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合に、その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減するものである。本制度は、原材料の国内生産者が、制度利用による国内生産を維持しつつ構造改善を行い、国際競争力をつけることを目的としており、現在、繊維製品や皮革製品を対象としている。

国内の繊維・皮革産業は、途上国からの安価な製品の輸入の増加にさらされており、競争力の強化が急務となっている。最終製品を製造している部門においては、企画商品や高品質素材を用いた製品に注力しつつコスト削減に努めて競争力の強化を図る一方、原材料を生産している部門においては、国産原材料の利用促進等による産業活性化を目指している。こうした状況等を踏まえると、本制度は引き続き延長の必要性が認められる。

#### ロ. 適用期限

対象となる産業の構造を改善し、国際競争力をつけることを支援するという政策の性格から、適用期限については、制度の安定的運用及び定期的な見直し

の必要性を考慮して中期的な期限を設定することが妥当であり、従来どおり 3 年間延長することが適当と考えられる。

### 3. 平成 23 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率の取扱い

#### (1) 基本的な考え方

平成 23 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率は、段階的に税率引下げが行われ、平成 23 年度以降基本税率が適用される 9 品目を除き、415 品目となっている。これらは、その必要性について見直しが行われつつ、近年は単年度ずつ延長が行われてきている。

基本税率が、長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定されている税率であるのに対して、暫定税率は、一定の政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性については、常に見直していくことが重要である。

#### (2) 延長の必要性

以下の点を踏まえると、平成 23 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率について、基本的に税率の水準を維持する方向で対応することが適当であると考えられる。

#### イ. 国内の生産者と消費者等との利益調整に及ぼす影響

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な供給を求める消費者・需要者との間の利益調整を考慮して設定される面があり、この水準を変更しようとする場合には、その国内経済への影響を考慮する必要がある。

特に、暫定税率が基本税率等を引き下げる措置となっている現状を踏まえれば、仮にこれを廃止した場合には、関税率を引き上げる結果となり、広く消費者等の負担水準を引き上げることとなる点に留意する必要がある。

#### ロ. 国際交渉との関係

WTO ドーハ・ラウンド交渉においては、現在設定されている暫定税率に関連する多くの事項が交渉対象となっていることから、同交渉との関係を考慮する必要がある。同交渉が妥結すると、速やかに、暫定税率を含む関税率の体系を抜本的に見直すことが必要となる。また、同交渉と離れて関税率の変更を行う場合、我が国の同交渉におけるポジションに影響を与えるおそれがある。

また、WTO を中心に保護主義抑止の取組がなされ、本年 11 月の G20 ソウル・サミットにおいて、各国の首脳により、あらゆる形態の保護主義に対抗することが表明されている中で、我が国も他の主要国と連携し、保護主義の台頭を防ぐことが求められている。

#### ハ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響

ウルグアイ・ラウンド合意に際して、関係国との協議の結果に基づき、協定税率から更に実行税率を引き下げるために暫定税率を設定している牛肉等の品

目については、こうした関係国との協議の経緯を考慮する必要がある。これらの品目について、仮にその暫定税率を廃止しようとするれば、関係国との再協議が必要となる。

## 二. 国内政策上の必要性

国内政策上の要請に応じて暫定税率が設定されている品目（例：バイオ ETBE）については、その時々の方策上の必要性を考慮し、常に見直した上で暫定税率設定の是非を判断する必要がある。その際、内国税において同様の施策が採られている場合には、それとの関係にも留意する必要がある。

### (3) 基本税率化

暫定税率が長年にわたって設定され定着している場合には、これを基本税率化（暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定）することも検討の余地があるが、その際、各々暫定税率として設定されてきた経緯等を考慮する必要がある。

例えば、関税割当制度については、無税又は低関税が適用される輸入数量を限定する国境措置であり、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害を生じないように常に見直しを行い、一般税率への移行の可能性を検討すべきものと位置付けられたことから、その関税率は暫定税率として設定されてきている。

平成 23 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率について、暫定税率として設定されてきた経緯等を踏まえると、基本的には、現時点で基本税率化することは適当ではないと考えられる。

### (4) 適用期限

イ. その時々の方策上の必要性や直近の国際市況に基づいて暫定税率の要否を判断するという趣旨から、適用期限の延長は 1 年とすることが適当と考えられる。

ロ. また、WTO ドーハ・ラウンド交渉が妥結したときには速やかに見直しを行い得るようにするという観点からも、適用期限の延長は 1 年とすることが適当と考えられる。

## 4. 平成 23 年 3 月 31 日に適用期限の到来する特別緊急関税制度等の取扱い

### (1) 基本的な考え方

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量及び価格に基づく特別緊急関税制度並びに牛肉等に係る関税の緊急措置（以下「特別緊急関税制度等」という。）も、近年、単年度ずつ延長されてきており、平成 23 年 3 月 31 日にその適用期限が到来する。

#### イ. 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された品目（関税割当品目及び国家貿易品目等）の輸入急増時等の安全弁として、関税化措置と一体として設けられたものである。これについては、WTO ドーハ・ラ

ウンド交渉の中でそのあり方が検討されていることに留意する必要がある。

#### ロ. 牛肉等に係る関税の緊急措置

牛肉等に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、協定税率より低い水準まで実行税率を自主的に引き下げることとした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁として設けられたものである。これについては、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に併せて、関係国からこれらの緊急措置とその税率のあり方について検討が求められる可能性に留意する必要がある。

### (2) 延長の必要性及び適用期限

以下の点を踏まえると、特別緊急関税制度等について、適用期限を1年間延長することが適当と考えられる。

イ. 特別緊急関税制度等が関税率の設定と一体として設けられていることを踏まえ、暫定税率と一体的に見直しを行う必要がある。

ロ. 特別緊急関税制度については、WTOドーハ・ラウンド交渉の中でそのあり方が検討されており、また、牛肉等に係る関税の緊急措置については、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に併せて、関係国からこれらの緊急措置とその税率のあり方について検討が求められる可能性があることから、WTOドーハ・ラウンド交渉妥結の際には速やかに見直しを行う必要が生じる可能性がある。

### (3) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎

牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量の算出基礎は、関係国との協議の結果、前年度の輸入実績とされているが、平成18年度から平成22年度までの各年度においては、牛肉の輸入数量が米国でのBSE発生（平成15年12月に確認）前の水準には回復していない状況の下で、特例として、当該年度の前年度の輸入実績又は平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値のいずれか大きい方としてきたところである。

平成23年度においても、仮に発動基準数量の算出基礎を前年度の輸入実績に戻せば、BSE発生前の水準以下の輸入数量であっても緊急措置の発動が生じ得ることとなり、消費者に過度の負担を課すこととなるおそれがあること等から、この特例を継続することが適当と考えられる。

## 5. HS条約の2012年改正に対応するための関税率表の改訂

関税定率法及び関税暫定措置法の関税率表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。昨年6月の世界税関機構（WCO）総会において新しいHS品目表が採択され、平成24年（2012年）1月1日より適用される。このHS品目表の改正に伴い、関税定率法及び関税暫定措置法の関税率表を別表のとおり改訂する

必要がある。

## 6. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴うAEO制度の改善

### (1) 輸出通関における保税搬入原則の見直し

輸出申告については、関税法上、原則として、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後に行うものとされている（以下この原則を「輸出通関における保税搬入原則」という。）。

輸出申告が保税地域等への貨物搬入前に行われれば、税関における審査を前倒しで行うことが可能となり、貨物の保税地域等搬入から許可までの時間が短縮され、物流の円滑化につながることを期待されることから、輸出通関における保税搬入原則を見直し、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に輸出申告を行うことができることとすることが適当と考えられる。その際、貨物の検査及び輸出の許可については、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、引き続き、貨物が保税地域等に搬入された後に行うことが適当と考えられる。

また、輸出申告された貨物の審査、検査及び許可は、通関事務の効率性等の観点から、一連の作業として同一の税関官署で行っていることから、申告先官署は、輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税蔵置場等を所轄する税関官署とすることが適当と考えられる。

### (2) 輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴うAEO制度の改善

AEO制度は、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（以下「AEO事業者」という。）に対して、迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認めるものである。AEO制度については、必要な見直しを継続的に行い、セキュリティの維持や更なる利便性向上を図っている。

輸出者はAEO事業者ではないがAEO通関業者が関与する特定委託輸出申告やAEO製造者が関与する特定製造貨物輸出申告については、従来、輸出申告は貨物を保税地域等に搬入することなく行うことができることとする一方、輸出許可については保税地域等への搬入後に行うこととしてきた。これに対し、AEO輸出者による特定輸出申告については、保税地域等に搬入することなく輸出申告ができるだけでなく、輸出の許可を受けることもできることとしている。

しかしながら、AEO通関業者が関与する特定委託輸出申告やAEO製造者が関与する特定製造貨物輸出申告についても、輸出申告から輸出貨物が船積み等のため保税地域等に入れられるまでの間の貨物のセキュリティ管理がAEO事業者により行われる点において、AEO輸出者による特定輸出申告と異なることはない。したがって、AEO輸出者による特定輸出申告と同様に、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることができることとすることによって、適切なセキュリティ管理の下で、より一層の物流円滑化が可能になると考えられる。

また、輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴い、一般に、貨物を保税地域等に搬入することなく輸出申告を行うことができることとなる場合には、AEO

○通関業者及びAEO製造者について、新たなベネフィットを付与することが適当と考えられる。

したがって、AEO通関業者が関与する特定委託輸出申告及びAEO製造者が関与する特定製造貨物輸出申告に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とすることが適当と考えられる。

## 7. アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入

- (1) 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、DVDやゲームソフト等の無断複製による使用等からコンテンツを保護するため、ソフト面及びハード面におけるアクセスコントロールが重要な技術となっている。近時、このアクセスコントロールを回避することによって、本来は使用することができない海賊版ソフトの使用を助長するアクセスコントロール等回避機器（注）の流通が問題となっている。

（注）コンテンツを暗号化する等により正当に許諾を受けた者以外の者による視聴等不正使用を制限する手段を回避することを可能にするアクセスコントロール回避機器のほか、コンテンツを複製できないようにする又は一定以上の複製ができないようにする手段を回避することを可能にするコピーコントロール回避機器を含む。

- (2) アクセスコントロール等回避機器については、「知的財産推進計画 2010」を受け、現在、産業構造審議会及び文化審議会において、それぞれ不正競争防止法又は著作権法による国内規制についての検討が行われている。同計画において、財務省においては、当該検討を踏まえ、アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入についての具体的な制度改革案を平成 22 年度中に得ることとされている。
- (3) 知的財産侵害物品については、従来、関税法上の輸出入禁止品として水際規制の強化に取り組んできているところであり、アクセスコントロール等回避機器について、不正競争防止法又は著作権法において国内規制が整備される場合には、他の知的財産侵害物品同様、水際規制として関税法上の輸出入禁止品に追加するとともに、同機器による侵害に対して差止めを請求できる者が特定できる仕組みがとられる場合には、差止申立手続の対象とすることが適当と考えられる。

## 8. 回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入

- (1) 本年 10 月に大筋合意した模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の最終的な条約案文において、回路配置利用権侵害物品の流通経路への流入に対する規制が要請されているところ、経済産業省において半導体集積回路の回路配置に関する法律の改正の要否について検討がなされている。
- (2) 知的財産侵害物品については、従来、関税法上の輸出入禁止品として水際規制

の強化に取り組んできているところであり、半導体集積回路の回路配置に関する法律において回路配置利用権侵害物品の輸出規制が明記された場合には、他の知的財産侵害物品同様、回路配置利用権侵害物品を関税法上の輸出禁止品に追加することが適当と考えられる。

## 9. 航空機旅客の予約情報等報告制度の導入

(1) 平成 18 年度関税改正において、空港に入港しようとする外国貿易機等の機長に対して、旅客の氏名、国籍、生年月日等の事前報告が義務付けられ、各税関において、当該報告の内容を、税関が保有するテロや覚せい剤等の不正薬物に係る各種情報と照合し、要注意人物の選定を行うなど、水際取締りに活用している。

効果的かつ効率的な水際取締りのためには、旅客に関するより多くの情報をより早い段階で入手し、要注意人物の選定を行う必要がある。そのため、税関においては、同意が得られる航空会社（運航者）の協力を得て、航空会社が保有する旅客の予約、搭乗券等に関する情報（以下「PNR」(Passenger Name Record) という。）を入手して精査し、要注意人物の選定に活用することにより一定の効果を挙げている。

(2) しかし、近年、個人情報の取扱いがより慎重、厳格になってきている中、法令上、税関が PNR の報告を求めることができる旨の明文規定のない状況では、各航空会社から協力を得にくくなってきている。

(3) したがって、税関が PNR を確実に入手し、要注意人物の選定に活用して効果的かつ効率的な水際取締りを実施していくために、PNR の報告を求めることができる旨を法令に明確に規定することが適当と考えられる。

## 10. 保税地域許可手数料の見直し

(1) 保税地域は、輸出入貨物を税関の監督下に置くことにより、秩序ある貿易を維持し、関税及び内国消費税の徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などに役立てることを目的として税関長の許可等により設置される地域である。

保税地域の許可を受けた者は、税関の行政サービスに対する受益者負担の観点から、保税地域の種類及び面積の区分等に応じた保税地域許可手数料を毎月税関に納付しなければならない。

(2) 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（同年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、貿易の円滑化の観点や国際物流におけるコスト削減の観点から、保税地域許可手数料を引き下げることが適当と考えられる。

## 11. 納税環境の整備

(1) 内国税については、税制調査会において、納税環境整備の一環として、以下のような見直しが検討されている。

- ・更正請求等に係る期間制限について、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化の観点から見直しを行う。
- ・税務手続の透明性・適正性の向上と、納税者の不服申立ての便宜を図る観点から、すべての不利益処分及び申請に対する処分について理由付記を実施する。
- ・各税法に規定されている質問調査権に基づく税務調査について、納税者の便宜の向上を図るとともに、調査の実効性・効率性の向上を図る観点から、事前通知を行うことを原則化し、その旨を法令上明確化する。

(2) これらの点について、納税者の権利保護や課税の適正性の観点から、関税においても内国税と同様の取扱いをすることが望ましいと考えられることから、内国税において納税環境整備の一環として見直しが行われる場合には、関税についても同様の観点から見直しを行うことが適当と考えられる。

(3) また、関税については、輸入の都度納付がされるという性格から、早期に課税関係を確定させるため、税関が更正を行うことができる期間等を短期に設定していたが、平成 17 年度の関税改正において、貿易取引の多様化、複雑化等に対応し、十分な調査期間を確保する観点から、期間を延長する改正を行ったところである。こうした観点も踏まえると、関税において、税関が更正を行うことができる期間等について、内国税よりも短期の期間を設定する必要はないものと考えられる。

## 12. 特殊関税に係る手続の改善

(1) 不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）は、WTO のアンチダンピング協定、補助金及び相殺措置に関する協定（以下「WTO 協定」という。）の下、不公正貿易に対応し、安価な輸入品の流入等によって損害を受けている国内産業を保護するために認められているものであるが、我が国では不当廉売関税等の課税の求めに当たっての調査開始要件（支持の状況）につき、制度濫用防止の観点から、厳格に運用してきた。

(2) 不当廉売関税等に関する調査開始に際しては、国内生産者の課税の求めに対する支持の状況がその要件とされており、現行の運用では、「支持を表明している本邦の生産者の生産高」が「当該貨物の生産高」から「当該求めに反対しないことを明らかにしている生産者の生産高」を控除した生産高を超えることが求められている。

これは、「支持を表明している国内生産者の生産高」が、①「支持を表明している国内生産者」、②「反対を表明している国内生産者」及び③「賛否を明らかにしていない国内生産者」による生産高の合計に占める割合が 50% を超えることを意味しており、支持の状況に係る計算の分母に「賛否不明者」を含むこととなっている。

これに対し、WTO 協定では、「支持を表明している国内生産者による生産高の合計が、当該申請についての支持又は反対のいずれかを表明している国内産業が生産する同種の製品の総生産の 50% を超える場合」がその要件とされ、支持の状

況に係る計算の分母に「賛否不明者」は含まれない。

(3) 特に、中小生産者が多数存在する業界においては、賛否不明者の割合が高い場合が多いと考えられ、課税の求めのための支持の取りまとめが容易でなく、不当廉売関税等に関する調査開始がより困難になる傾向があると考えられる。

(4) 我が国において、これまでに課税の求めのあった件数は、品目ベースで不当廉売関税 7 件、相殺関税 3 件であるが、これは米国やEU等に比べて少ない。また、近年の諸外国の発動事例では、大手生産者による鉄鋼製品や化学品等のみならず、雑貨や日用品等中小生産者が多数存在する様々な品目も不当廉売関税等の対象となっている状況にある。

このような状況に鑑みれば、特に、中小生産者が多数存在する業界において不当廉売関税等の調査開始を困難にしていた、国際ルールよりも厳しい制限を取り除き、国内生産者が制度を利用しやすくすることが課題である。

したがって、賛否不明者を支持の状況に係る計算の分母から除外し、支持が反対を上回れば調査を開始することができるよう、運用を見直すことが適当と考えられる。

(別表) HS改正・新旧対照表

改 正 案					現 行					備 考			
品 名	税 率				品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
<p>第1類 動物（生きているものに限る。）</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 第01.02項及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</p>						<p>第1類 動物（生きているものに限る。）</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 第0102.10号及び第0103.10号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。</p>							<p>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現 行						備 考
品 名	税 率					品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）						01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・馬とろ馬の明確化。
馬						0101.10 純粋種の繁殖用のもの						
0101.21 純粋種の繁殖用のもの						1 馬						
1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	無税				(1) サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	無税				
2 その他のもの						(2) その他のもの						
(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	無税				A 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	無税				
(2) その他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭				B その他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭			無税	
0101.29 その他のもの						2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	無税				
1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	無税										
2 その他のもの												
(1) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	無税										
(2) その他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭										
0101.30 ろ馬	無税	無税										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0101.90 その他のもの	無税	無税				0101.90 その他のもの						
						1 馬						
						(1) 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	無税				
						(2) その他のもの						
						A 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	無税				
						B その他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭				無税
						2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
01.02 牛（生きているものに限る。） 家畜のもの						01.02 牛（生きているものに限る。） 0102.10 純粋種の繁殖用のもの	無税	無税				<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・家畜のもの及び水牛の明確化。</li> </ul>
0102.21 純粋種の繁殖用のもの	無税	無税				0102.90 その他のもの						
0102.29 その他のもの						1 水牛	無税	無税				
1 1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/頭	38,250円/頭				2 その他のもの						
2 その他のもの	75,000円/頭	63,750円/頭				(1) 1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/頭	38,250円/頭			無税	
水牛						(2) その他のもの	75,000円/頭	63,750円/頭			無税	
0102.31 純粋種の繁殖用のもの	無税	無税										
0102.39 その他のもの	無税	無税										
0102.90 その他のもの												
1 純粋種の繁殖用のもの	無税	無税										
2 その他のもの												
(1) 1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/頭	38,250円/頭									無税	
(2) その他のもの	75,000円/頭	63,750円/頭									無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
01.05 家きん（鶏（ガルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）  1羽の重量が185グラム以下のもの  （省略）						01.05 家きん（鶏（ガルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）  1羽の重量が185グラム以下のもの  （省略）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・あひる、がちょう及びほろほろ鳥の明確化。</li> </ul>
0105.13 あひる	無税	無税				（新規）						
0105.14 がちょう	無税	無税				（新規）						
0105.15 ほろほろ鳥  （削除）	無税	無税				0105.19 その他のもの	無税	無税				
01.06 その他の動物（生きているものに限る。）  哺乳類  （省略）						01.06 その他の動物（生きているものに限る。）  哺乳類  （省略）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・0106.12号の範囲の拡大。</li> <li>・らくだ科のもの及びうさぎの明確化。</li> </ul>
0106.12 くじら目、海牛目及び鳍脚下目	無税	無税				0106.12 くじら目及び海牛目	無税	無税				
0106.13 らくだ科	無税	無税				（新規）						
0106.14 うさぎ	無税	無税				（新規）						
0106.19 その他のもの	無税	無税				0106.19 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
鳥類 (省略)						鳥類 (省略)						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・だちょう、昆虫類等の明確化。
0106.33 エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう	無税	無税				(新規)						
0106.39 その他のもの	無税	無税				0106.39 その他のもの	無税	無税				
昆虫類												
0106.41 はち	無税	無税				(新規)						
0106.49 その他のもの	無税	無税				(新規)						
0106.90 その他のもの	無税	無税				0106.90 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
02.07 肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）  （省 略）  あひるのもの						02.07 肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）  （省 略）  あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・あひる、がちょう及びほろほろ鳥のものの明確化。
0207.41 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	10%	9.6%			無税	0207.32 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		9.6%				
0207.42 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	10%	9.6%		4.8%	無税	1 あひるのもの 2 その他のもの	10% 12.5%			4.8%	無税 無税	
0207.43 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%	3%			無税	0207.33 分割してないもの（冷凍したものに限る。）		9.6%				
0207.44 その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	10%	9.6%			無税	1 あひるのもの 2 その他のもの	10% 12.5%			4.8% 4.8%	無税 無税	
0207.45 その他のもの（冷凍したものに限る。）	10%					0207.34 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%	3%			無税	
－肝臓		3%			無税	0207.35 その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		9.6%				
－その他のもの		9.6%		4.8%	無税	1 あひるのもの 2 その他のもの	10% 12.5%			4.8%	無税 無税	
						0207.36 その他のもの（冷凍したものに限る。）						
						1 肝臓 2 その他のもの (1) あひるのもの (2) その他のもの	10% 10% 12.5%	3% 9.6%		無税 4.8% 4.8%	無税 無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定	
<u>がちょうのもの</u>										
0207.51	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	12.5%	9.6%	4.8%	無税					
0207.52	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	12.5%	9.6%	4.8%	無税					
0207.53	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	5%	3%		無税					
0207.54	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	12.5%	9.6%	4.8%	無税					
0207.55	その他のもの（冷凍したものに限る。）									
	1 肝臓	10%	3%		無税					
	2 その他のもの	12.5%	9.6%	4.8%	無税					
0207.60	<u>ほろほろ鳥のもの</u>									
	1 肝臓（冷凍したものに限る。）	10%	3%		無税					
	2 その他のもの	12.5%	9.6%	4.8%	無税					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）  （省略）						02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）  （省略）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・0208.40号の範囲の拡大。</li> <li>・らくだ科のものの明確化。</li> </ul>
0208.40 <u>くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目</u> <u>目のもの</u>	無税					0208.40 <u>くじら目のもの及び海牛目のもの</u>	無税					
-くじらのもの		無税				-くじらのもの		無税				
-その他のもの		無税				-その他のもの		無税				
（省略）						（省略）						
0208.60 <u>らくだ科のもの</u>	無税	無税				（新規）						
0208.90 その他のもの	無税					0208.90 その他のもの	無税					
-かえるの脚		無税				-かえるの脚		無税				
-その他のもの		無税				-その他のもの		無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
02.09 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）						02.09 0209.00 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	10%	6%		3%	無税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・豚の脂肪の明確化。</li> </ul>
0209.10 豚のもの	10%	6%		3%								
0209.90 その他のもの	10%	6%		3%								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール  （省略）  その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）  （省略）						02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール  （省略）  その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）  （省略）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・0210.92号の範囲の拡大。
0210.92 くじら目のもの、海牛目のもの及び <u>鯖脚</u> <u>下目のもの</u>  （省略）	7%	4.2%			無税	0210.92 くじら目のもの及び <u>海牛目のもの</u>  （省略）	7%	4.2%			無税	
0210.99 その他のもの  1 豚のもの  一課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	10%	1,035円/kg	1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額		無税	0210.99 その他のもの  1 豚のもの  一課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	10%	1,035円/kg	1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額		無税	
一課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	8.5%			一課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	8.5%			
2 牛のもの	190円/kg	161.50円/kg			無税	2 牛のもの	190円/kg	161.50円/kg			無税	
3 その他のもの	7%	4.2%			無税	3 その他のもの	7%	4.2%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
03.01 魚（生きているものに限る。）						03.01 魚（生きているものに限る。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・淡水魚の明確化。
<u>観賞用の魚</u>						0301.10 <u>観賞用の魚</u>						
0301.11 <u>淡水魚</u>						1 <u>こい及び金魚</u>	5%	3.5%			無税	
1 <u>こい及び金魚</u>	5%	3.5%			無税	2 <u>その他のもの</u>	2.5%	1.7%		無税		
2 <u>その他のもの</u>	2.5%	1.7%			無税							
0301.19 <u>その他のもの</u>	2.5%	1.7%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
その他の魚（生きているものに限る。） （省略）						その他の魚（生きているものに限る。） （省略）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・くろまぐろの範囲の拡大。
0301.93 <u>こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）</u>						0301.93 こい						
1 養魚用の稚魚	無税	無税				1 養魚用の稚魚	無税	無税				
2 その他のもの	5%	3.5%			無税	2 その他のもの	5%	3.5%			無税	
0301.94 <u>くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）</u>						0301.94 くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）						
1 養魚用の稚魚	無税	無税				1 養魚用の稚魚	無税	無税				
2 その他のもの	5%	3.5%			無税	2 その他のもの	5%	3.5%			無税	
（省略）						（省略）						
0301.99 その他のもの						0301.99 その他のもの						
1 養魚用の稚魚	無税	無税				1 養魚用の稚魚	無税	無税				
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%					(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%					
(2) その他のもの	5%	3.5%			無税	(2) その他のもの	5%	3.5%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）  さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）  （省略）						03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）  さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）  （省略）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。  ・さけの明確化。
0302.13 <u>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）</u>	5%	3.5%			無税	0302.12 <u>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u>	5%	3.5%			無税	
0302.14 <u>大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u>  （省略）	5%	3.5%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
ひらめ・かれい類（かれい科、 <u>だるまがれい科</u> 、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルムス科</u> 又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  (省略)						ひらめ・かれい類（かれい科、 <u>ひらめ科</u> 、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルミダエ科</u> 又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  (省略)						
0302.24 <u>ターボット（プセタ・マクシマ）</u>	5%	3.5%			無税	(新規)						・ターボットの明確化。
0302.29 その他のもの	5%	3.5%			無税	0302.29 その他のもの	5%	3.5%			無税	
まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）  (肝臓、卵及びしらを除く。)  (省略)						まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）  (肝臓、卵及びしらを除く。)  (省略)						
0302.35 <u>くろまぐろ（トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス）</u>	5%	3.5%			無税	0302.35 くろまぐろ（トウナス・ティヌス）	5%	3.5%			無税	・くろまぐろの明確化。
(省略)						(省略)						
0302.39 その他のもの	5%	3.5%			無税	0302.39 その他のもの	5%	3.5%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現 行					備 考										
品 名	税 率					品 名	税 率													
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠								
にしん（ <u>クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ</u> ）、かたくちいわし（ <u>エングラウリス属のもの</u> ）、いわし（ <u>スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの</u> ）、さば（ <u>スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス</u> ）、あじ（ <u>トラクルス属のもの</u> ）、すぎ（ <u>ラクユケントロン・カナドウム</u> ）及びめかじき（ <u>クスイフィアス・グラディウス</u> ）（ <u>肝臓、卵及びしらを除く。</u> ）					0302.40 <u>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ。肝臓、卵及びしらを除く。）</u>					10%					・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・分類の整理。					
0302.41 <u>にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ）</u>					10%					0302.50 <u>コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。）</u>  <u>その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）</u>						10%				
0302.42 <u>かたくちいわし（エングラウリス属のもの）</u>					10%					0302.61 <u>いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）</u>										
0302.43 <u>いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）</u>										1 <u>サルディノプス属のもの</u>						10%				
0302.44 <u>さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）</u>					10%					2 <u>その他のもの</u>						5%				
0302.45 <u>あじ（トラクルス属のもの）</u>					10%					0302.62 <u>ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）</u>						5%				
0302.46 <u>すぎ（ラクユケントロン・カナドウム）</u>					5%					0302.63 <u>コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）</u>						5%				
0302.47 <u>めかじき（クスイフィアス・グラディウス）</u>					5%					0302.64 <u>さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）</u>						10%				
										0302.65 <u>さめ</u>						5%				
										0302.66 <u>うなぎ（アングイルラ属のもの）</u>						5%				
										0302.67 <u>めかじき（クスイフィアス・グラディウス）</u>						5%				
										0302.68 <u>めろ（ディソスティクス属のもの）</u>						5%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
<p>さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p>					<p>0302.69 その他のもの</p>						
0302.51	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	10%				1 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%				
0302.52	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	5%	3.5%								無税
0302.53	コールフイッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	5%	3.5%			2 その他のもの	5%				無税
0302.54	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）					－バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい		2%			
	1 メルルシウス属のもの	10%				－その他のもの		3.5%			
	2 ウロフュキス属のもの	5%	3.5%								無税
0302.55	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	10%									
0302.56	ブルーホワイティング（マイクロメシテイウス・ポウタソウ及びマイクロメシテイウス・アウストラリス）	5%	3.5%								無税
0302.59	その他のもの										
	1 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）	10%									
	2 その他のもの	5%	3.5%								無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考				
品名	税率					品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠		
<p>ティラピア（オレオクロミス属のもの）、 なまず（パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルルス属のもの）、 こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノファリユンゴドン ・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又 はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アング イルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス ・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属 のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p>														
0302.71	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	5%	3.5%											
0302.72	なまず（パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	5%	3.5%											
0302.73	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノファリユンゴ ドン・イデルルス、ミュロファリユンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテ ウス属又はキルリヌス属のもの）	5%	3.5%											
0302.74	うなぎ（アングイルラ属のもの）	5%	3.5%											
0302.79	その他のもの	5%	3.5%											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）												
0302.81	さめ	5%	2.5%									無税
0302.82	えい（がんぎえい科のもの）	5%	3.5%									無税
0302.83	めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%									無税
0302.84	シーバス（ディケントラルクス属のもの）	5%	3.5%									無税
0302.85	たい（たい科のもの）	5%	2%									無税
0302.89	その他のもの											
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオウラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラピス属のもの）	10%										
	2 その他のもの	5%										無税
	－バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニユプテルス属のもの）		2%									
	－その他のもの		3.5%									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0302.90 肝臓、卵及びしらこ						0302.70 肝臓、卵及びしらこ						
1 にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	10%					1 にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	10%					無税
ーにしん（クルペア属のもの）の卵		5.6%			無税	ーにしん（クルペア属のもの）の卵		5.6%				無税
ーたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵					無税	ーたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵						無税
2 その他のもの	5%	3.5%			無税	2 その他のもの	5%	3.5%				無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）						03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・分類の整理。	
さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）						太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらを除く。）							
0303.11 <u>べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）</u>	5%	3.5%				0303.11 <u>べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）</u>	5%	3.5%					無税
0303.12 <u>その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）</u>	5%	3.5%				0303.19 <u>その他のもの</u>	5%	3.5%					無税
0303.13 <u>大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u>	5%	3.5%				その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）							
0303.14 <u>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</u>	5%	3.5%				0303.21 <u>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</u>	5%	3.5%					無税
0303.19 <u>その他のもの</u>	5%	3.5%				0303.22 <u>大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u>	5%	3.5%					無税
						0303.29 <u>その他のもの</u>	5%	3.5%					無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考				
品名	税率					品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠		
<p><u>ティラピア（オレオクロミス属のもの）、 なまず（パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルルス属のもの）、 こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノファリユンゴドン ・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又 はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アング イルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス ・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属 のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</u></p>														
0303.23	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	5%	3.5%											
0303.24	なまず（パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	5%	3.5%											
0303.25	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノファリユンゴ ドン・イデルルス、ミュロファリユンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテ ウス属又はキルリヌス属のもの）	5%	3.5%											
0303.26	うなぎ（アングイルラ属のもの）	5%	3.5%											
0303.29	その他のもの	5%	3.5%											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
ひらめ・かれい類（かれい科、 <u>だるまがれい科</u> 、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルムス科</u> 又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  (省略)						ひらめ・かれい類（かれい科、 <u>ひらめ科</u> 、うしのした科、ささうしのした科、 <u>スコフタルミダエ科</u> 又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）  (省略)						
0303.34 <u>ターボット（プセタ・マクシマ）</u>	5%	3.5%			無税	(新規)						・ターボットの明確化。
0303.39 その他のもの	5%	3.5%			無税	0303.39 その他のもの	5%	3.5%			無税	
まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）  (肝臓、卵及びしらを除く。)  (省略)						まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）  (肝臓、卵及びしらを除く。)  (省略)						
0303.45 <u>くろまぐろ（トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス）</u>	5%	3.5%			無税	0303.45 くろまぐろ（トウナス・ティヌス）	5%	3.5%			無税	・くろまぐろの明確化。
(省略)						(省略)						
0303.49 その他のもの	5%	3.5%			無税	0303.49 その他のもの	5%	3.5%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラクケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)					にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びコッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)(肝臓、卵及びしらを除く。)				・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため(FAO提案)。 ・分類の整理。		
0303.51	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	10%	6%			0303.51	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	10%	6%			
0303.53	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)					0303.52	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	10%	6%			
	1 サルディノプス属のもの	10%					めかじき(クスイフィアス・グラディウス)及びめろ(ディソステイクス属のもの)(肝臓、卵及びしらを除く。)					
	2 その他のもの	5%	3.5%		無税	0303.61	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	5%	3.5%			無税
0303.54	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	10%		7%		0303.62	めろ(ディソステイクス属のもの)	5%	3.5%			無税
0303.55	あじ(トラクルス属のもの)	10%					その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)					
0303.56	すぎ(ラクケントロン・カナドウム)	5%	3.5%		無税	0303.71	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)					
0303.57	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	5%	3.5%		無税		1 サルディノプス属のもの	10%				
							2 その他のもの	5%	3.5%			無税
						0303.72	ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)	5%	3.5%			無税
						0303.73	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	5%	3.5%			無税
						0303.74	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	10%			7%	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（ <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> ） 0303.63 <u>コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）</u> 0303.64 <u>ハドック（メラノグララムス・アイグレフィヌス）</u> 0303.65 <u>コールフイッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）</u> 0303.66 <u>ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）</u> 1 <u>メルルシウス属のもの</u> 2 <u>ウロフュキス属のもの</u> 0303.67 <u>すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）</u> 0303.68 <u>ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）</u> 0303.69 <u>その他のもの</u> 1 <u>たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）</u> 2 <u>その他のもの</u>						0303.75 <u>さめ</u>	5%	2.5%			無税	
						0303.76 <u>うなぎ（アングイルラ属のもの）</u>	5%	3.5%				無税
						0303.77 <u>シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタウス）</u>	5%	3.5%				無税
						0303.78 <u>ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）</u>						
						1 <u>メルルシウス属のもの</u>	10%	6%				
						2 <u>ウロフュキス属のもの</u>	5%	3.5%				無税
						0303.79 <u>その他のもの</u>						
						1 <u>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>	10%					
						- <u>にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）</u>		6%				
						- <u>ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>						
					2 <u>その他のもの</u>	5%					無税	
					- <u>バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい</u>		2%					
					- <u>ししやも</u>		2.8%					
					- <u>その他のもの</u>		3.5%					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定	
その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）										
0303.81	さめ	5%	2.5%							無税
0303.82	えい（がんぎえい科のもの）	5%	3.5%							無税
0303.83	めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%							無税
0303.84	シーバス（ディセントラルクス属のもの）	5%	3.5%							無税
その他のもの										
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%								
	－にしん（クルペア属のもの）		6%							
	－ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）									
	2 その他のもの	5%								無税
	－バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュープテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）		2%							
	－ししやも		2.8%							
	－その他のもの		3.5%							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0303.90 肝臓、卵及びしらこ						0303.80 肝臓、卵及びしらこ					
1 にしん（クルベア属のもの）の卵	6%	4%			無税	1 にしん（クルベア属のもの）の卵	6%	4%			無税
2 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵	10%	6%	4.2%			2 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵	10%	6%	4.2%		
3 その他のもの	5%	3.5%			無税	3 その他のもの	5%	3.5%			無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）						03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・分類の整理。
魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						生鮮のもの及び冷蔵したもの						
0304.31 ティラピア（オレオクロミス属のもの）	5%	3.5%				0304.11 めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	5%	3.5%			無税	
0304.32 なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）	5%	3.5%				0304.12 めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%			無税	
0304.33 ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	5%	3.5%				0304.19 その他のもの						
0304.39 その他のもの	5%	3.5%				1 フィレ						
						(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%					
						(2) その他のもの	5%	3.5%			無税	
						2 その他のもの						
						(1) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%					
						(2) その他のもの	5%				無税	
						-バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい		2%				
						-さめ		2.5%				
						-その他のもの		3.5%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
0304.41	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	5%	3.5%									
0304.42	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	5%	3.5%									
0304.43	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	5%	3.5%									
0304.44	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの 1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） 2 その他のもの	10%										
0304.45	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	5%	3.5%									
0304.46	めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%									
0304.49	その他のもの 1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラピス属のもの） 2 その他のもの	10%										
		5%	3.5%									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
0304.51	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの					5%	3.5%					無税
0304.52	さけ科のもの					5%	3.5%					無税
0304.53	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの											
	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）					10%						
	2 その他のもの					5%	3.5%					無税
0304.54	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）					5%	3.5%					無税
0304.55	めろ（ディソスティクス属のもの）					5%	3.5%					無税
0304.59	その他のもの											
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラピス属のもの）					10%						
	2 その他のもの					5%						無税
	- バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニューテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）						2%					
	- さめ						2.5%					
	- その他のもの						3.5%					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの（冷凍したものに限る。）					冷凍したフィレ								
0304.61	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	5%	3.5%			0304.21	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	5%	3.5%			無税	
0304.62	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）	5%	3.5%			0304.22	めろ（ディソステイクス属のもの）	5%	3.5%			無税	
0304.63	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	5%	3.5%			0304.29	その他のもの						
0304.69	その他のもの	5%	3.5%				1 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%					
							2 その他のもの	5%	3.5%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
魚のフィレ(さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの)(冷凍したものに限る。)											
0304.71	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	10%									
0304.72	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	5%	3.5%								無税
0304.73	コールフイッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	5%	3.5%								無税
0304.74	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)										
	1 メルルシウス属のもの	10%									
	2 ウロフュキス属のもの	5%	3.5%								無税
0304.75	すけそうだら(テラグラ・カルコグラマ)	10%									
0304.79	その他のもの										
	1 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	10%									
	2 その他のもの	5%	3.5%								無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
	<u>その他の魚のフィレ（冷凍したものに限り。）</u>											
0304.81	<u>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u>					5%	3.5%					無税
0304.82	<u>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</u>					5%	3.5%					無税
0304.83	<u>ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）</u>					5%	3.5%					無税
0304.84	<u>めかじき（クスイフィアス・グラディウス）</u>					5%	3.5%					無税
0304.85	<u>めろ（ディソスティクス属のもの）</u>					5%	3.5%					無税
0304.86	<u>にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ）</u>					10%						
0304.87	<u>まぐろ（トウヌス属のもの）、かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）</u>					5%	3.5%					無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0304.89 <u>その他のもの</u>											
1 <u>にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</u>	10%										
2 <u>その他のもの</u>	5%	3.5%			無税						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
その他のもの(冷凍したものに限る。) (省 略)						その他のもの (省 略)					・たら等の明確化。	
0304.93 ティラピア(オレオクロミス属のもの)、 なまず(パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい(キュブリヌス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノファリ ユンゴドン・イデルルス、ミュロファリ ユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタル ミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、 うなぎ(アンギルラ属のもの)、 ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及 びらいぎよ(カンナ属のもの)	5%	3.5%			無税	0304.99 その他のもの	10%					
0304.94 すけそうだら(テラグラ・カルコグラ ンマ) -すり身 -その他のもの	10%	6%	4.2%			1 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属 のもの)、さば(スコムベル属のもの)、 いわし(エトルメウス属、サルディ ノプス属又はエングラウリス属のもの)、 あじ(トラクルス属又はデカプ テルス属のもの)及びさんま(コロラ ビス属のもの) -にしん(クルペア属のもの)及びた ら(ガドゥス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの) --たら(冷凍すり身のものに限る。 ) --その他のもの -ぶり(セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし(エ トルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの)、あ じ(トラクルス属又はデカプテルス 属のもの)及びさんま(コロラビス 属のもの)	6%		4.2%			
0304.95 さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル -サ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの(すけそうだら(テラグラ・カルコ グランマ)を除く。)						2 その他のもの -バラクータ(かます科又はくろたち かます科のもの)、キングクリップ 及びたい -さめ -ししやも -その他のもの	5%	2%		無税		
1 たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの) -すり身 -その他のもの	10%	6%	4.2%									
2 その他のもの	5%	3.5%			無税		2.5%	2.8%	3.5%			

(別表) HS改正・新旧対照表

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0304.99	その他のもの										
1	にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)				10%						
	-にしん(クルペア属のもの)					6%					
	-ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)										
2	その他のもの				5%						無税
	-バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニュープテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)					2%					
	-さめ					2.5%					
	-ししやも					2.8%					
	-その他のもの					3.5%					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）  （省略）  魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）						03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）  （省略）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・たら等の明確化。	
0305.31 ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びびらいぎよ（カンナ属のもの）	15%	10.5%				1 さけ科のもの 2 その他のもの -にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） -その他のもの	12%	8.4%			無税		
0305.32 さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの -たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） -その他のもの	15%									10.5%			無税
0305.39 その他のもの 1 さけ科のもの 2 その他のもの -にしん（クルベア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） -その他のもの	12%	8.4%								15%		無税	
												無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現 行						備 考		
品 名	税 率					品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠			
0305.41	くん製した魚（フィレを <u>含む</u> 、食用の魚のくず肉を除く。）	15%	10.5%			無税	0305.41	くん製した魚（フィレを <u>含む</u> 。）	15%	10.5%			無税	・ます等の明確化。
0305.41	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）						0305.41	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）					無税	
0305.42	にしん（ <u>ク</u> ルペア・ハレングス及び <u>ク</u> ルペア・パラシイ）	15%	10%			無税	0305.42	にしん（ <u>ク</u> ルペア・ハレングス及び <u>ク</u> ルペア・パラシイ）	15%	10%			無税	
0305.43	<u>ます</u> （サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	15%	10%			無税		（新 規）						
0305.44	<u>ティラピア</u> （オレオクロミス属のもの）、 <u>なまず</u> （パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、 <u>こい</u> （キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、 <u>うなぎ</u> （アングイルラ属のもの）、 <u>ナイルパーチ</u> （ラテス・ニロティクス）及び <u>びらいぎよ</u> （カンナ属のもの）	15%	10%			無税		（新 規）						
0305.49	その他のもの -たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） -その他のもの	15%	10%			無税	0305.49	その他のもの -たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） -その他のもの	15%	10%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）						乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）						・食用の魚のくず肉の号の新設（0305.71～0305.79号）。
0305.51 コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	15%					0305.51 コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	15%					
0305.59 その他のもの						0305.59 その他のもの						
1 さけ科のもの	12%	8.4%			無税	1 さけ科のもの	12%	8.4%			無税	
2 その他のもの ーにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオ一ラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） ーその他のもの	15%					2 その他のもの ーにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオ一ラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） ーその他のもの	15%					無税
		10.5%			無税			10.5%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）						塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚						・ティラピア等の明確化。
0305.61 にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	15%					0305.61 にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	15%					
0305.62 コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15%					0305.62 コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	15%					
0305.63 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	15%					0305.63 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	15%					
0305.64 <u>ティラピア（オレオクロミス属のもの）</u> <u>、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）</u> <u>、こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリ</u> <u>ユンゴドン・イデルルス、ミュロファリ</u> <u>ユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタル</u> <u>ミクテウス属又はキルリヌス属のもの）</u> <u>、うなぎ（アングイルラ属のもの）</u> <u>、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）</u> <u>及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u>	15%	10.5%				（新規）						
0305.69 その他のもの						0305.69 その他のもの						
1 さけ科のもの	12%	8.4%			無税	1 さけ科のもの	12%	8.4%			無税	
2 その他のもの	15%	10.5%				2 その他のもの	15%	10.5%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
魚のひれ、頭、尾、浮袋その他食用の魚のくず肉						(新規)					・食用の魚のくず肉に係る項の新設。
0305.71 ふかひれ	15%					(新規)					
-くん製したもの		10%								無税	
-その他のもの		10.5%									
-乾燥したもの										無税	
-塩蔵したものと及び塩水漬けたもの											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0305.72 魚の頭、尾及び浮袋						(新規)						・食用の魚のくず肉に係る項の新設。
1 くん製したもの	15%											
－太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		10.5%										
－その他のもの		10%										
2 乾燥したもの												
(1) さけ科のもの	12%	8.4%										
(2) その他のもの	15%											
－にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)												
－その他のもの		10.5%										
3 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの												
(1) さけ科のもの	12%	8.4%										
(2) その他のもの	15%											
－にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)、コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)及びかたくちいわし(エングラウリス属のもの)												
－その他のもの		10.5%										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0305.79	その他のもの					(新規)						
	1 くん製したもの	15%										
	ー太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		10.5%									
	ーその他のもの		10%									
	2 乾燥したもの											
	(1) さけ科のもの	12%	8.4%									
	(2) その他のもの	15%										
	ーにしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)											
	ーその他のもの		10.5%									
	3 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの											
	(1) さけ科のもの	12%	8.4%									
	(2) その他のもの	15%										
	ーにしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)、コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)及びかたくちいわし(エングラウリス属のもの)											
	ーその他のもの		10.5%									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） <u>、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）</u> 、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） <u>、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）</u> 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・03.06項の範囲をくん製したものに拡大。</li> <li>・シュリンプ及びブローンの明確化。</li> <li>・ノルウェーロブスターの明確化。</li> </ul>
冷凍したもの						冷凍したもの						
0306.11 <u>いせえびその他のいせえび科のえび（パナリス属、パヌリス属又はヤスス属のもの）</u>						0306.11 <u>いせえびその他のいせえび科のえび（パナリス属、パヌリス属又はヤスス属のもの）</u>	4%	1%			無税	
1 <u>くん製したもの</u>	4.8%	4.8%		3.2%								
2 <u>その他のもの</u>	4%	1%										
0306.12 <u>ロブスター（ホマルス属のもの）</u>						0306.12 <u>ロブスター（ホマルス属のもの）</u>	4%	1%			無税	
1 <u>くん製したもの</u>	4.8%	4.8%		3.2%								
2 <u>その他のもの</u>	4%	1%										
(削除)						0306.13 <u>シュリンプ及びブロン</u>	4%	1%			無税	
0306.14 <u>かに</u>						0306.14 <u>かに</u>	6%	4%			無税	
1 <u>くん製したもの</u>	9.6%	9.6%		7.2%								
2 <u>その他のもの</u>	6%	4%										
0306.15 <u>ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</u>						(新規)						
1 <u>くん製したもの</u>	4.8%	4.8%		3.2%								
2 <u>その他のもの</u>	4%	2%										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0306.16	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの）					(新規)						
	1	くん製したもの	4.8%	4.8%	3.2%	無税						
	2	その他のもの	4%	1%		無税						
0306.17	その他のシュリンプ及びプローン					(新規)						
	1	くん製したもの	4.8%	4.8%	3.2%	無税						
	2	その他のもの	4%	1%		無税						
0306.19	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）					0306.19	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）					
	1	えび					4%	2%			無税	
		(1) くん製したもの	4.8%	4.8%	3.2%	無税						
		(2) その他のもの	4%	2%		無税						
	2	その他のもの					10%	7%			無税	
		(1) くん製したもの	9.6%	9.6%	7.2%	無税						
		(2) その他のもの	10%	7%		無税						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0306.21	冷凍していないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パ リヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属 のもの）					0306.21	冷凍していないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パ リヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属 のもの）					
	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	4%	1%				1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	4%	1%			無税
	2 <u>くん製したもの</u>	<u>4.8%</u>	<u>4.8%</u>		<u>3.2%</u>		2 <u>くん製したもの</u>					無税
	3 その他のもの	6%	5%		4%		2 その他のもの	6%	5%		4%	無税
0306.22	ロブスター（ホマルス属のもの）					0306.22	ロブスター（ホマルス属のもの）					
	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	4%	1%				1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	4%	1%			無税
	2 <u>くん製したもの</u>	<u>4.8%</u>	<u>4.8%</u>		<u>3.2%</u>		2 <u>くん製したもの</u>					無税
	3 その他のもの  (削除)	6%	5%		4%		2 その他のもの	6%	5%		4%	無税
						0306.23	<u>シュリンプ及びブローン</u>					
							1 <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの</u>	<u>4%</u>	<u>1%</u>			無税
							2 <u>その他のもの</u>	<u>6%</u>	<u>5%</u>		<u>4%</u>	無税
0306.24	かに					0306.24	かに					
	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	6%	4%				1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	6%	4%			無税
	2 <u>くん製したもの</u>	<u>9.6%</u>	<u>9.6%</u>		<u>7.2%</u>		2 <u>くん製したもの</u>					無税
	3 その他のもの	15%	10%				2 その他のもの	15%	10%			無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
0306.25	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）						(新規)					
	1	4%	2%									
	2	4.8%	4.8%	3.2%								
	3	6%	5%	4%								
0306.26	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）						(新規)					
	1	4%	1%									
	2	4.8%	4.8%	3.2%								
	3	6%	5%	4%								
0306.27	その他のシュリンプ及びプローン						(新規)					
	1	4%	1%									
	2	4.8%	4.8%	3.2%								
	3	6%	5%	4%								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0306.29	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）					0306.29	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）				
	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの						1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
	(1) えび	4%	2%		無税	(1) えび	4%	2%		無税	
	(2) その他のもの	10%	7%		無税	(2) その他のもの	10%	7%		無税	
	2 <u>くん製したもの</u>						2 <u>くん製したもの</u>				
	(1) <u>えび</u>	<u>4.8%</u>	<u>4.8%</u>		<u>3.2%</u>	無税					
	(2) <u>その他のもの</u>	<u>9.6%</u>	<u>9.6%</u>		<u>7.2%</u>	無税					
	3 その他のもの						3 その他のもの				
	(1) えび	6%	5%		4%	無税	6%	5%		4%	無税
	(2) その他のもの	15%	10%		無税	(2) その他のもの	15%	10%		無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） <u>、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>						03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） <u>、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・03.07項の範囲をくん製したものに拡大。</li> <li>・かき等軟体動物の明確化。</li> </ul>
かき						0307.10 かき						
0307.11 <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	10%	7%			無税	1 <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの</u>	10%	7%			無税	
0307.19 <u>その他のもの</u>						2 <u>その他のもの</u>	15%	10.5%			無税	
1 <u>冷凍したもの</u>	10%	7%			無税							
2 <u>くん製したもの</u>	9.6%	6.7%			無税							
一貝柱												
一 <u>その他のもの</u>				6.4%								
3 <u>その他のもの</u>	15%	10.5%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考		
品名	税率					品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠			
0307.21	スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	10%					0307.21	スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	10%					
0307.29	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					0307.29	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					
	その他のもの						その他のもの							
	1 冷凍したもの	10%					1 冷凍したもの	10%						
	2 <u>くん製したもの</u>	9.6%	6.7%			無税	2 <u>くん製したもの</u>	15%						
	3 その他のもの	15%					3 その他のもの	15%						
	い貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの）						い貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの）							
0307.31	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%			無税	0307.31	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%			無税	
0307.39	その他のもの						0307.39	その他のもの						
	1 冷凍したもの	10%	7%			無税	1 冷凍したもの	10%	7%			無税		
	2 <u>くん製したもの</u>	9.6%	6.7%			無税	2 <u>くん製したもの</u>	15%	10%			無税		
	- <u>貝柱</u>													
	- <u>その他のもの</u>				6.4%									
	3 その他のもの	15%	10%			無税	3 その他のもの	15%	10%			無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)						いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの)						
0307.41 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					0307.41 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					
- もんごういか(セピア・オフィキナリス)		3.5%			無税	- もんごういか		3.5%			無税	
- その他のもの		5%				- その他のもの		5%				
0307.49 その他のもの						0307.49 その他のもの						
1 冷凍したもの	10%					1 冷凍したもの	10%					
- もんごういか(セピア・オフィキナリス)		3.5%			無税	- もんごういか		3.5%			無税	
- その他のもの		5%	3.5%			- その他のもの		5%	3.5%			
2 <u>くん製したもの</u>	<u>9.6%</u>	<u>6.7%</u>			無税	2 <u>くん製したもの</u>						
3 その他のもの	15%					3 その他のもの	15%					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現 行						備 考
品 名	税 率					品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
たこ（オクトプス属のもの）						たこ（オクトプス属のもの）						
0307.51 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	10%	7%		5%	無税	0307.51 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	10%	7%		5%	無税	
0307.59 その他のもの						0307.59 その他のもの						
1 冷凍したもの	10%	7%		5%	無税	1 冷凍したもの	10%	7%		5%	無税	
2 <u>くん製したもの</u>	<u>9.6%</u>	<u>6.7%</u>		<u>6.4%</u>	無税	2 <u>くん製したもの</u>						
3 その他のもの	15%	10%			無税	2 その他のもの	15%	10%			無税	
0307.60 かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>かいせい</small> のものを除く。）						0307.60 かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>かいせい</small> のものを除く。）						
1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	10%	7%			無税	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	10%	7%			無税	
2 <u>くん製したもの</u>	<u>9.6%</u>	<u>6.7%</u>		<u>6.4%</u>	無税	2 <u>くん製したもの</u>						
3 その他のもの	15%	10%			無税	2 その他のもの	15%	10%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
<p>クラム、コックル及びアーケシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）</p>					<p>(新規)</p>						
0307.71	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>					<p>(新規)</p>					
	1 貝柱	10%									
	2 はまぐり	5%	3.5%								無税
	3 その他のもの	10%	7%								無税
	<p>－赤貝（生きているものに限る。）及びあさり（ルディタベス属、ヴェネルピス属又はタペス属のもの）</p>										
	<p>－その他のもの</p>										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0307.79	その他のもの					(新規)					
	1 冷凍したもの										
	(1) 貝柱	10%									無税
	(2) はまぐり	5%	3.5%								無税
	(3) その他のもの	10%	7%								無税
	-あさり(ルディタペス属、ヴェネルピス属又はタペス属のもの)										無税
	-その他のもの										無税
	2 くん製したもの										無税
	-貝柱										無税
	-その他のもの							6.4%			無税
	3 その他のもの										無税
	(1) 貝柱	15%									無税
	(2) はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	7.5%	5.3%								無税
	(3) その他のもの	15%									無税
	-はまぐり(乾燥したものに限る。)							10%		9%	無税
	-その他のもの							10.5%			無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
<u>あわび（ハリオテイス属のもの）</u>											
0307.81	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%			(新規)					
0307.89	その他のもの					(新規)					
	1 冷凍したもの	10%	7%								
	2 くん製したもの	9.6%	6.7%		6.4%						
	3 その他のもの	15%	10.5%								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考				
品名	税率					品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠		
<p>その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>					<p>その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>									
0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%				0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	- 貝柱				無税		1 水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	無税	無税					
	- いか						2 貝柱	10%						
	- - もんごういか	3.5%			無税		3 いか	10%						
	- - その他のもの	5%					- もんごういか		3.5%				無税	
	- その他のもの	7%					- その他のもの		5%					
	- - しじみ（コルビクラ属のもの）				無税		4 その他のもの							
	- - その他のもの						(1) はまぐり	5%	3.5%				無税	
							(2) その他のもの	10%						
							- 赤貝（生きているものに限る。）		7%				無税	
							- うに		7%				無税	
							- くらげ		7%				無税	
							- あわび		7%				無税	
							- その他のもの		7%					
							- - あさり						無税	
							- - しじみ						無税	
							- - その他のもの							
							- - - 軟体動物							
							- - - その他のもの						無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0307.99  その他のもの						0307.99  その他のもの						
1 冷凍したもの	10%					1 冷凍したもの						
- 貝柱					無税	(1) 貝柱	10%					無税
- いか						(2) いか	10%					
- ーもんごういか		3.5%			無税	- ーもんごういか		3.5%				無税
- ーその他のもの		5%				- その他のもの		5%				
- しじみ(コルビクラ属のもの)		7%			無税	(3) うに、くらげ及びなまこ	10%	7%				無税
- その他のもの		7%				- うに						
2 くん製したもの	9.6%	6.7%			無税	- くらげ						
- いか、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱				6.4%		- その他のもの						
- その他のもの						(4) その他のもの						
3 その他のもの	15%					A はまぐり	5%	3.5%				無税
- いか及び貝柱						B その他のもの	10%	7%				
- その他のもの		10.5%				- あわび						無税
						- あさり						無税
						- しじみ						無税
						- その他のもの						
						2 その他のもの						
						(1) 貝柱	15%					
						(2) いか	15%					
						(3) うに、くらげ及びなまこ	10%	7%				無税
						- うに						
						- くらげ						
						- その他のもの						
						(4) その他のもの						
						A はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	7.5%	5.3%				無税
						B その他のもの	15%					
						- はまぐり(乾燥したものに限り。)		10%	9%			無税
						- その他のもの		10.5%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改 正 案					現 行					備 考					
品 名	税 率					品 名	税 率								
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠			
03.08	<u>水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</u> 、 <u>くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</u>  <u>なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</u>														<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・甲殻類及び軟体動物以外の水棲無脊椎動物の項の新設。</li> <li>・03.08項へのくん製した水棲無脊椎動物の移動。</li> </ul>
0308.11	<u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>														
	1 <u>生きているもの</u>					無税	無税								
	2 <u>その他のもの</u>					10%	7%				無税				
0308.19	<u>その他のもの</u>														
	1 <u>くん製したもの</u>					9.6%	6.7%		6.4%	無税					
	2 <u>その他のもの</u>					10%	7%			無税					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
<u>うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）</u>											
0308.21	<u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>										
	1	無税	無税								
	2	10%	7%		無税						
0308.29	<u>その他のもの</u>										
	1	9.6%	6.7%	6.4%	無税						
	2	10%	7%		無税						
0308.30	<u>くらげ（ロピレマ属のもの）</u>										
	1	無税	無税								
	2	9.6%	6.7%	6.4%	無税						
	3	10%	7%		無税						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
0308.90 <u>その他のもの</u>											
1 <u>生きているもの</u>	無税	無税									
2 <u>生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの</u>	10%	7%									
- うに及びくらげ					無税						
- その他のもの											
3 <u>くん製したもの</u>	9.6%	6.7%		6.4%	無税						
4 <u>その他のもの</u>											
(1) <u>うに及びくらげ</u>	10%	7%			無税						
(2) <u>その他のもの</u>	15%	10.5%									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
04.01 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						04.01 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						・0401.30号の分割に伴う番号の変更。
0401.10 脂肪分が全重量の1%以下のもの						0401.10 脂肪分が全重量の1%以下のもの						
1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの －この号の1、第0401.20号の1、第0401.40号の1並びに第0401.50号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403.10号の1並びに第0403.90号の1の(1)の〔2〕、(2)の〔2〕及び(3)の〔2〕に掲げるバターミルク等、第0404.90号の1の(1)の〔1〕及び〔2〕、(2)の〔1〕及び〔2〕並びに(3)の〔1〕及び〔2〕に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806.20号の1の(1)及び第1806.90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食品、第1901.10号の1の(1)及び(2)、第1901.20号の1の(1)のA及びB並びに第1901.90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食品、第2101.12号の2の(1)のA及びB並びに第2101.20号の2の(1)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第2106.10号の1並びに第2106.90号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食品について、133,940トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第04.03項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及び第21.06項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの －その他のもの	25%+63円/kg	25%	25%		無税	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの －この号の1、第0401.20号の1並びに第0401.30号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403.10号の1並びに第0403.90号の1の(1)の〔2〕、(2)の〔2〕及び(3)の〔2〕に掲げるバターミルク等、第0404.90号の1の(1)の〔1〕及び〔2〕、(2)の〔1〕及び〔2〕並びに(3)の〔1〕及び〔2〕に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806.20号の1の(1)及び第1806.90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食品、第1901.10号の1の(1)及び(2)、第1901.20号の1の(1)のA及びB並びに第1901.90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食品、第2101.12号の2の(1)のA及びB並びに第2101.20号の2の(1)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第2106.10号の1並びに第2106.90号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食品について、133,940トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第04.03項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及び第21.06項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの －その他のもの	25%+63円/kg	25%	25%		無税	
2 その他のもの  (省略)	25%	21.3%			無税	2 その他のもの  (省略)	25%	21.3%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現 行						備 考
品 名	税 率					品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
0401.40 脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの						0401.30 脂肪分が全重量の6%を超えるもの						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・04.01項において、脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のものの明確化。
1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	25%+747円/kg				無税	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）						
- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	25%			(1) 脂肪分が全重量の45%以下のもの	25%+747円/kg				無税	
- その他のもの		21.3%+635円/kg				- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	25%			
2 その他のもの	25%	21.3%			無税	- その他のもの		21.3%+635円/kg				
0401.50 脂肪分が全重量の10%を超えるもの						(2) その他のもの	25%+1,411円/kg				無税	
1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）						- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	25%			
(1) 脂肪分が全重量の45%以下のもの	25%+747円/kg				無税	- その他のもの		21.3%+1,199円/kg				
- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	25%			2 その他のもの	25%	21.3%			無税	
- その他のもの		21.3%+635円/kg										
(2) その他のもの	25%+1,411円/kg				無税							
- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		25%	25%									
- その他のもの		21.3%+1,199円/kg										
2 その他のもの	25%	21.3%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
04.07 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） ふ化用の受精卵						04.07 0407.00 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） 1 ふ化用のもの 2 その他のもの  (1) 生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものの (2) その他のもの						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・ふ化用の受精卵との明確化。</li> </ul>
0407.11 鶏（ガッルス・ドメスティクス）のもの	無税	無税					無税	無税				
0407.19 その他のもの その他の卵（生鮮のものに限る。）	無税	無税					20%	17%			無税	
0407.21 鶏（ガッルス・ドメスティクス）のもの	20%	17%			無税		25%	21.3%			無税	
0407.29 その他のもの	20%	17%			無税							
0407.90 その他のもの 1 冷蔵し又は冷凍したもの 2 その他のもの	20%	17%			無税							
	25%	21.3%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）  生鮮のもの  （省略）						06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）  生鮮のもの  （省略）						・ゆりの明確化。          ・貿易僅少品目の号を統合。
0603.15 <u>ゆり（リリウム属のもの）</u>	無税	無税				（新規）						
0603.19 その他のもの  （省略）	無税	無税				0603.19 その他のもの  （省略）	無税	無税				
06.04 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）  （削除）						06.04 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）  0604.10 <u>こけ及び地衣</u>  （新規）	5%	3%		無税		
0604.20 <u>生鮮のもの</u>	5%	3%		無税		その他のもの						
0604.90 <u>その他のもの</u>	5%	3%		無税		0604.91 <u>生鮮のもの</u>	5%	3%		無税		
						0604.99 <u>その他のもの</u>	5%	3%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  （省略）  <u>その他のもの</u>						07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  （省略）  <u>0709.90 その他のもの</u>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・アーティチョーク等の明確化。</li> </ul>
0709.91 <u>アーティチョーク</u>	5%	3%		1.5%	無税	1 <u>スイートコーン</u>	10%	6%			無税	
0709.92 <u>オリーブ</u>	5%	3%			無税	2 <u>その他のもの</u>	5%	3%			無税	
0709.93 <u>かぼちや類（ククルビタ属のもの）</u>	5%	3%			無税	- <u>かぼちや</u>						
0709.99 <u>その他のもの</u>						- <u>アーティチョーク</u>					1.5%	
1 <u>スイートコーン</u>	10%	6%			無税	- <u>その他のもの</u>						
2 <u>その他のもの</u>	5%	3%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
07.13 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）						07.13 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）						・0713.34号、0713.35号及び0713.60号の新設に伴う修正。
0713.10 えんどう（ピスム・サティヴム）						0713.10 えんどう（ピスム・サティヴム）						
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税				1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税				
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%	無税	(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%	無税	
(2) その他のもの	417円/kg				無税	(2) その他のもの	417円/kg				無税	
－この号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713.32号に掲げる小豆、第0713.33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、 <u>第0713.34号の2の(2)に掲げるバラ豆</u> 、第0713.35号の2の(2)に掲げるささげ、第0713.39号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713.50号の2の(2)に掲げるそら豆、 <u>第0713.60号の2の(2)に掲げるき豆</u> 及び第0713.90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		10%	10%			－この号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713.32号に掲げる小豆、第0713.33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第0713.39号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713.50号の2の(2)に掲げるそら豆及び第0713.90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		10%	10%			
－その他のもの		354円/kg				－その他のもの		354円/kg				
(省略)						(省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (省略) 0713.34 <u>バンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアンドゼイア・スプテルラネア)</u> 1 <u>薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの</u> 2 <u>その他のもの</u> (1) <u>播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</u> (2) <u>その他のもの</u> - <u>共通の限度数量以内のもの</u> - <u>その他のもの</u>	無税	無税				ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (省略) (新規)						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため(FAO提案)。 ・バンバラ豆の明確化。	
	10%	6%		3%	無税								
	417円/kg				無税								
		10%	10%										
		354円/kg											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0713.35 ささげ(ヴィグナ・ウングイクラタ)						(新規)						・ ささげの明確化。
1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税										
2 その他のもの												
(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%							無税	
(2) その他のもの	417円/kg										無税	
- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%									
- その他のもの		354円/kg										
0713.39 その他のもの						0713.39 その他のもの						
1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税				1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税				
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%		(1) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%		無税
(2) その他のもの	417円/kg					(2) その他のもの	417円/kg					無税
- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%			- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%			
- その他のもの		354円/kg				- その他のもの		354円/kg				
(省略)						(省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
0713.60 <u>き豆（カヤヌス・カヤン）</u>						(新規)						・き豆の明確化。
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税										
2 その他のもの												
(1) <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）</u> である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%	無税							
(2) <u>その他のもの</u>	417円/kg				無税							
- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%									
- <u>その他のもの</u>		354円/kg										
0713.90 その他のもの						0713.90 その他のもの						
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税				1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税				
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）</u> である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%	無税	(1) <u>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）</u> である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	10%	6%		3%	無税	
(2) <u>その他のもの</u>	417円/kg				無税	(2) <u>その他のもの</u>	417円/kg				無税	
- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%			- 共通の限度数量以内のもの		10%	10%			
- <u>その他のもの</u>		354円/kg				- <u>その他のもの</u>		354円/kg				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
07.14 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓  (省略)						07.14 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓  (省略)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・ヤムいも、さといも、アメリカさといもの明確化。</li> </ul>
0714.30 ヤムいも（ディオスコレア属のもの）						(新規)						
1 冷凍したもの	20%	12%									無税	
2 その他のもの	15%	9%									無税	
0714.40 さといも（コロカシア属のもの）						(新規)						
1 冷凍したもの	10%	10%									無税	
2 その他のもの	15%	9%									無税	
0714.50 アメリカさといも（クサントソマ属のもの）						(新規)						
1 冷凍したもの	20%	12%									無税	
2 その他のもの	15%	9%									無税	
0714.90 その他のもの						0714.90 その他のもの						
1 冷凍したもの	20%	12%				1 冷凍したもの						
						(1) さといも	10%	10%			無税	
						(2) その他のもの	20%	12%			無税	
2 その他のもの	15%	9%				2 その他のもの	15%	9%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、ものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）  ココヤシの実  （省略）						08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、ものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）  ココヤシの実  （省略）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・内果皮付きのココヤシのの実の明確化。</li> </ul>
0801.12 内果皮付きのもの	6%	3%		無税		（新規）						
0801.19 その他のもの  （省略）	6%	3%		無税		0801.19 その他のもの  （省略）	6%	3%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）  （省 略）  <u>くり（カスターネア属のもの）</u>						08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）  （省 略）  0802.40 <u>くり（カスターネア属のもの）</u>						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。  ・殻付きの有無を明確化。  ・殻付きの有無を明確化。  ・殻付きの有無を明確化。  ・コーラナット、びんろう子の明確化。
0802.41 <u>殻付きのもの</u>	16%	9.6%					16%	9.6%			無税	
0802.42 <u>殻を除いたもの</u>	16%	9.6%									無税	
<u>ピスタチオナット</u>						0802.50 <u>ピスタチオナット</u>					無税	
0802.51 <u>殻付きのもの</u>	無税	無税					無税	無税			無税	
0802.52 <u>殻を除いたもの</u>	無税	無税									無税	
<u>マカダミアナット</u>						0802.60 <u>マカダミアナット</u>					無税	
0802.61 <u>殻付きのもの</u>	5%	5%		2.5%			5%	5%		2.5%	無税	
0802.62 <u>殻を除いたもの</u>	5%	5%		2.5%							無税	
0802.70 <u>コーラナット（コラ属のもの）</u>	20%	12%									無税	
0802.80 <u>びんろう子</u>	無税	無税									無税	
0802.90 その他のもの						0802.90 その他のもの					無税	
<u>1</u> <u>ペカン</u>	5%	4.5%		無税		<u>1</u> <u>びんろう子</u>	無税	無税			無税	
<u>2</u> <u>その他のもの</u>	20%	12%				<u>2</u> <u>ペカン</u>	5%	4.5%		無税	無税	
						<u>3</u> <u>その他のもの</u>	20%	12%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
08.03 <u>バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</u>						08.03 0803.00 <u>バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</u>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・プランテインの明確化。</li> </ul>	
0803.10 <u>プランテイン</u>						1 <u>生鮮のもの</u>						
(1) <u>毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの</u>	40%	20%		10%	無税	(1) <u>毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの</u>	40%	20%		10%		無税
(2) <u>毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの</u>	50%	25%		20%	無税	(2) <u>毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの</u>	50%	25%		20%		無税
2 <u>乾燥したもの</u>	6%	3%			無税	2 <u>乾燥したもの</u>	6%	3%				無税
0803.90 <u>その他のもの</u>												
1 <u>生鮮のもの</u>												
(1) <u>毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの</u>	40%	20%		10%	無税							
(2) <u>毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの</u>	50%	25%		20%	無税							
2 <u>乾燥したもの</u>	6%	3%			無税							
08.08 <u>りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）</u>						08.08 <u>りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）</u>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・なし及びマルメロのそれぞれ独立した項の新設。</li> </ul>	
(省略)						(省略)						
(削除)						0808.20 <u>なし及びマルメロ</u>	8%	4.8%				無税
0808.30 <u>なし</u>	8%	4.8%			無税							
0808.40 <u>マルメロ</u>	8%	4.8%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
08.09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。） 、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）  （省略）  さくらんぼ						08.09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。） 、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）  （省略）  0809.20 さくらんぼ						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・サワーチェリーの明確化。</li> </ul>
0809.21 サワーチェリー（ブルヌス・ケラスス）	10%	8.5%					10%	8.5%			無税	
0809.29 その他のもの  （省略）	10%	8.5%									無税	
08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。）  （省略）						08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。）  （省略）  （新規）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・ブラックカーラント等の明確化。</li> </ul>
0810.30 ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	10%	6%		3%							無税	
0810.40 クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実  （省略）	10%	6%		3%		0810.40 クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実  （省略）  （新規）	10%	6%		3%	無税	
0810.70 柿	10%	6%									無税	
0810.90 その他のもの  ーランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし  ーその他のもの	10%					0810.90 その他のもの  ーランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし  ーその他のもの  ーブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー  ーその他のもの	10%				無税	
		5%		2.5%				5%		2.5%		
		6%						6%				
										3%		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
09.04 とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー  (省略) <u>とうがらし属又はピメンタ属の果実</u>											<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・破碎し又は粉碎したものの明確化。</li> </ul>
0904.21 <u>乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。）</u>					0904.20 <u>とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）</u>						
1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税	1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税		
2 <u>その他のもの</u>	無税	無税			2 <u>その他のもの</u>	無税					
0904.22 <u>破碎し又は粉碎したもの</u>					- <u>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>		無税				
1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税	- <u>破碎し又は粉碎したもの</u>		無税				
2 <u>その他のもの</u>	無税	無税									
09.05 <u>バニラ豆</u>					09.05						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・破碎し又は粉碎したものの明確化。</li> </ul>
0905.10 <u>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>	無税	無税			0905.00 <u>バニラ豆</u>	無税	無税				
0905.20 <u>破碎し又は粉碎したもの</u>	無税	無税									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
09.07 丁子（果実、花及び花梗に限る。）											・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・破碎し又は粉碎したものの明確化。
0907.10 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの					09.07 0907.00 丁子（果実、花及び花梗 <sup>こぼ</sup> に限る。）						
1 小売用の容器入りにしたものの	4.2%	3.6%		無税	1 小売用の容器入りにしたものの	4.2%	3.6%		無税		
2 その他のもの	無税	無税			2 その他のもの	無税					
0907.20 破碎し又は粉碎したもの					－ 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		無税				
1 小売用の容器入りにしたものの	4.2%	3.6%		無税	－ 破碎し又は粉碎したもの		無税				
2 その他のもの	無税	無税									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
09.08 肉づく、肉づく花及びカルダモン類											・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・破碎し又は粉碎したものの明確化。
肉づく					0908.10 肉づく						
0908.11 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの					1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税		
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税	2 その他のもの	無税					
2 その他のもの	無税	無税			－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの		無税				
0908.12 破碎し又は粉碎したもの					－破碎し又は粉碎したもの		無税				
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税							
2 その他のもの	無税	無税			0908.20 肉づく花						
肉づく花					1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税		
0908.21 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの					2 その他のもの	無税					
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税	－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの		無税				
2 その他のもの	無税	無税			－破碎し又は粉碎したもの		無税				
0908.22 破碎し又は粉碎したもの											
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税	0908.30 カルダモン類						
2 その他のもの	無税	無税			1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税		
カルダモン類					2 その他のもの	無税					
0908.31 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの					－破碎及び粉碎のいずれもしていないもの		無税				
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税	－破碎し又は粉碎したもの		無税				
2 その他のもの	無税	無税									
0908.32 破碎し又は粉碎したもの											
1 小売用の容器入りにしたもの	4.2%	3.6%		無税							
2 その他のもの	無税	無税									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
09.09 アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー  (削 除)						09.09 アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・破碎し又は粉碎したものの明確化。</li> </ul>
コリアンダーの種						0909.10 アニス又は大ういきょうの種						
						1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%			無税	
						2 その他のもの						
						(1) 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの	無税	無税			無税	
						(2) 破碎し又は粉碎したもの	3.5%	3%			無税	
						0909.20 コリアンダーの種						
0909.21 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの						1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%			無税	
1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%				2 その他のもの						
2 その他のもの	無税	無税				(1) 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの	無税	無税			無税	
0909.22 破碎し又は粉碎したもの						(2) 破碎し又は粉碎したもの	3.5%	3%			無税	
1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%										
2 その他のもの	3.5%	3%										
クミンの種						0909.30 クミンの種						
0909.31 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの						1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%			無税	
1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%				2 その他のもの						
2 その他のもの	無税	無税				(1) 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの	無税	無税			無税	
0909.32 破碎し又は粉碎したもの						(2) 破碎し又は粉碎したもの	3.5%	3%			無税	
1 小売用の容器入りにしたものの	7%	6%										
2 その他のもの	3.5%	3%										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
(削除)											
					0909.40 <u>カラウエイの種</u>						
					1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税		
					2 <u>その他のもの</u>						
					(1) <u>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>	無税	無税				
					(2) <u>破碎し又は粉碎したもの</u>	3.5%	3%		無税		
					0909.50 <u>ういきょうの種及びジュニパーベリー</u>						
					1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税		
					2 <u>その他のもの</u>						
					(1) <u>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>	無税	無税				
					(2) <u>破碎し又は粉碎したもの</u>	3.5%	3%		無税		
					(新規)						
					<u>アニス、大ういきょう、カラウエイ又はういきょうの種及びジュニパーベリー</u>						
					0909.61 <u>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>						
					1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税		
					2 <u>その他のもの</u>	無税	無税				
					0909.62 <u>破碎し又は粉碎したもの</u>						
					1 <u>小売用の容器入りにしたものの</u>	7%	6%		無税		
					2 <u>その他のもの</u>	3.5%	3%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
09.10 しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料						09.10 しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・破碎し又は粉碎したものの明確化。
しょうが					0910.10 しょうが							
0910.11 破碎及び粉碎のいずれもしていないもの					1 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	15%	9%				無税	
1 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	15%	9%			2 その他のもの							
2 その他のもの					(1) 小売用の容器入りにしたものの	10%	5%				無税	
(1) 小売用の容器入りにしたものの	10%	5%		無税	(2) その他のもの	5%	2.5%				無税	
(2) その他のもの	5%	2.5%		無税								
0910.12 破碎し又は粉碎したものの												
1 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	15%	9%										
2 その他のもの												
(1) 小売用の容器入りにしたものの	10%	5%		無税								
(2) その他のもの	5%	2.5%		無税								
(省 略)					(省 略)							

(別表) HS改正・新旧対照表

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
その他の香辛料											
0910.91 この類の注1(b)の混合物					0910.91 この類の注1(b)の混合物						
<u>1</u> カレー	12%	7.2%		3.6%	無税						
<u>2</u> その他のもの											
<u>(1)</u> 小売用の容器入りにしたものの	4.2%	3.6%		無税	<u>1</u> 小売用の容器入りにしたものの	4.2%	3.6%		無税		
<u>(2)</u> その他のもの	無税	無税			<u>2</u> その他のもの	無税	無税				
0910.99 その他のもの					0910.99 その他のもの						
<u>1</u> 小売用の容器入りにしたものの	4.2%				<u>1</u> カレー	12%	7.2%		3.6%	無税	
－月けい樹の葉及びタイム		3.6%		無税	<u>2</u> その他のもの						
－その他のもの		3.6%		無税	<u>(1)</u> 小売用の容器入りにしたものの	4.2%					
<u>2</u> その他のもの	無税				－月けい樹の葉及びタイム		3.6%		無税		
－月けい樹の葉及びタイム					－その他のもの		3.6%		無税		
－－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		無税			<u>(2)</u> その他のもの	無税					
－－破碎し又は粉碎したもの		無税			－月けい樹の葉及びタイム						
－その他のもの					－－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		無税				
－－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		無税			－－破碎し又は粉碎したもの		無税				
－－破碎し又は粉碎したもの		無税			－その他のもの						
					－－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		無税				
					－－破碎し又は粉碎したもの		無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
10.01 小麦及びメスリン											・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・播種用のものの明確化。
デュラム小麦					1001.10 デュラム小麦	65円/kg					
1001.11 播種用のもの	65円/kg				ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		無税	無税			
ーその他のもの		55円/kg	9.80円/kg		ー その他のもの		55円/kg	9.80円/kg		無税	
1001.19 その他のもの	65円/kg										
ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの											
ーその他のもの		55円/kg	9.80円/kg								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
1001.91	<p>その他のもの</p> <p>は 播種用のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— メスリン</p> <p>— その他のもの</p> <p>— その他のもの</p>	65円/kg									・ 播種用のものの明確化。
1001.99	<p>その他のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— メスリン</p> <p>— その他のもの</p> <p>— その他のもの</p>	65円/kg									
	<p>1001.90</p> <p>その他のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— メスリン</p> <p>— その他のもの</p> <p>— その他のもの</p>	65円/kg									

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
10.02 ライ麦						10.02 1002.00 ライ麦						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・播種用のものの明確化。</li> </ul>
1002.10 <sup>は</sup> 播種用のもの						1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら <sup>は</sup> 播種用に適するようになったもの	無税	無税				
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら <sup>は</sup> 播種用に適するようになったもの	無税	無税										
2 その他のもの	5%	4.2%		無税		2 その他のもの	5%	4.2%		無税		
1002.90 その他のもの	5%	4.2%		無税								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
<p>10.03 大麦及び裸麦</p> <p>1003.10 <sup>は</sup>播種用のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— その他のもの</p>	46円/kg	無税	無税			<p>10.03</p> <p>1003.00 大麦及び裸麦</p> <p>46円/kg</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— その他のもの</p>	無税	無税				<p>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</p> <p>・播種用のものの明確化。</p>
<p>1003.90 その他のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— その他のもの</p>	46円/kg	無税	無税			39円/kg	10.40円/kg			無税		
<p>10.04 オート</p> <p>1004.10 <sup>は</sup>播種用のもの</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>— その他のもの</p>	無税	無税			<p>10.04</p> <p>1004.00 オート</p> <p>無税</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの</p> <p>— その他のもの</p>	無税	無税				<p>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</p> <p>・播種用のものの明確化。</p>	
<p>1004.90 その他のもの</p>	無税	8.5%				8.5%						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
10.07 グレーンソルガム						10.07						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・播種用のものの明確化。</li> </ul>
1007.10 <u>は</u> 播種用のもの						1007.00 <u>は</u> グレーンソルガム						
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税				1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税				<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・播種用のものの明確化。</li> </ul>
2 その他のもの	5%	3%		無税		2 その他のもの	5%					
1007.90 その他のもの	5%					－飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		無税			無税	
－飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		無税			無税	－その他のもの		3%			無税	
－その他のもの		3%		無税								
10.08 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物						10.08 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・播種用のものの明確化。</li> </ul>
(省略)						(省略)						
ミレット						1008.20 <u>は</u> ミレット	無税	無税				<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォニオの明確化。</li> </ul>
1008.21 <u>は</u> 播種用のもの	無税	無税										
1008.29 その他のもの	無税	無税				(省略)						
(省略)						(新規)						
1008.40 <u>は</u> フォニオ（ディギタリア属のもの）												
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税										
2 その他のもの	5%	3%		無税								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
1008.50 キヌア（ケノポディウム・クイノア）						(新規)					・キヌア及びライ小麦の明確化。
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税									
2 その他のもの	5%	3%		無税							
1008.60 ライ小麦	65円/kg					(新規)					
— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		無税	無税								
— その他のもの		55円/kg	9.80円/kg		無税						
1008.90 その他の穀物						1008.90 その他の穀物					
1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税				1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	無税	無税			
2 その他のもの	5%	3%		無税		2 その他のもの					
						(1) ライ小麦	65円/kg				
						— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		無税	無税		
						— その他のもの		55円/kg	9.80円/kg	無税	
						(2) その他のもの	5%	3%		無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考				
品名	税率				品名	税率								
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠		
11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）  （削除）  （省略）  1102.90 その他のもの  1 大麦粉及び裸麦粉  －政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  －その他のもの  2 ライ小麦粉  －政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  －その他のもの										・貿易僅少品目の号を統合。				
	98円/kg	25%	25%		無税	1102.10 ライ麦粉  （省略）  1102.90 その他のもの  1 大麦粉及び裸麦粉  －政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  －その他のもの  2 ライ小麦粉  －政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  －その他のもの	25%	15%	7.5%		無税	98円/kg	25%	25%
	106円/kg	83円/kg	31円/kg		無税		106円/kg	83円/kg	31円/kg	無税				
		25%	25%		無税			25%	25%	無税				
		90円/kg	27.40円/kg		無税			90円/kg	27.40円/kg	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
3 米粉	442円/kg					3 米粉	442円/kg					
ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  ーその他のもの		25%	25%			ー政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  ーその他のもの		25%	25%			
4 その他のもの	25%				無税	4 その他のもの	25%					無税
ーライ麦粉  ー <u>その他のもの</u>		15%		7.5%				21.3%				
		21.3%										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
12.01 大豆（割つてあるかないかを問わない。）											<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・播種用のものの明確化。</li> </ul>
1201.10 <sup>は</sup> 播種用のもの	無税	無税			12.01 1201.00 大豆（割つてあるかないかを問わない。）  （新規）	無税	無税				
1201.90 その他のもの	無税	無税			  （新規）						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
12.02 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）						12.02 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・播種用のものの明確化。
1202.30 <u>は</u> 播種用のもの	726円/kg				無税	1202.10 殻付きのもの	726円/kg				無税	
－この号、第1202.41号及び第1202.42号に掲げる落花生について、75,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		10%	10%			－採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		無税				
－その他のもの		617円/kg				－その他のもの						
その他のもの						－この号及び第1202.20号に掲げる落花生について、75,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		10%	10%			
1202.41 殻付きのもの	726円/kg				無税	－その他のもの		617円/kg				
－採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		無税				1202.20 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	726円/kg				無税	
）						－採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		無税				
－その他のもの		10%	10%			－その他のもの						
－共通の限度数量以内のもの		617円/kg				－共通の限度数量以内のもの		10%	10%			
－その他のもの						－その他のもの		617円/kg				
1202.42 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	726円/kg				無税	1202.42 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	726円/kg				無税	
－採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		無税				－採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		無税				
）						－その他のもの						
－その他のもの						－共通の限度数量以内のもの		10%	10%			
－共通の限度数量以内のもの		10%	10%			－その他のもの		617円/kg				
－その他のもの		617円/kg										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
12.07 その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）						12.07 その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・油やしの実及びパーム核油の明確化。</li> <li>・播種用の綿実等の明確化。</li> </ul>
1207.10 油やしの実及びパーム核	無税	無税				(新規)						
綿実						1207.20 綿実	無税	無税				
1207.21 は播種用のもの	無税	無税										
1207.29 その他のもの	無税	無税										
1207.30 ひまの種	無税	無税				(新規)						
(省略)						(省略)						
1207.60 サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種	無税	無税				(新規)						
1207.70 メロンの種	無税	無税				(新規)						
その他のもの						その他のもの						
(省略)						(省略)						
1207.99 その他のもの	無税					1207.99 その他のもの	無税					
－大麻の種		無税				－大麻の種		無税				
						－油やしの実及びパーム核		無税				
						－ひまの種		無税				
						－サフラワーの種		無税				
－その他のもの		無税				－その他のもの		無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）						12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・食用のもの明確化。
海草その他の藻類						1212.20 海草その他の藻類						
1212.21 食用に適するもの						1 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）						
1 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	1.50円/枚					(1) 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	1.50円/枚					
2 あまのり属のもの及びこれを交えたもの（1のものを除く。）	40%					(2) あまのり属のもの及びこれを交えたもの（(1)のものを除く。）	40%					
3 その他のもの	15%					(3) その他のもの	15%					
- ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	10.5%			8%	無税	- ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	10.5%			8%	無税	
- わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）	10.5%				無税	- わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）	10.5%				無税	
- その他のもの						- その他のもの						
1212.29 その他のもの						2 その他のもの						
1 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	5%	3.5%				(1) ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	5%	3.5%				
- ふのり属のもの				無税	無税	- ふのり属のもの				無税	無税	
- その他のもの						- その他のもの						
2 その他のもの	無税	無税				(2) その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
その他のもの (省略)						その他のもの (省略)					・ローカストビーン、さとうきび及びチコリーの根の明確化。
1212.92 ローカストビーン(いなご豆)	無税	無税				(新規)					
1212.93 さとうきび	無税	無税				(新規)					
1212.94 チコリーの根	15%	9%		4.5%	無税	(新規)					
1212.99 その他のもの						1212.99 その他のもの					
1 こんにやく芋(アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	3,289円/kg				無税	1 こんにやく芋(アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	3,289円/kg			無税	
-267トン(荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		40%	40%			-267トン(荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		40%	40%		
-その他のもの	2,796円/kg					-その他のもの	2,796円/kg				
2 その他のもの	5%			無税		2 チコリーの根	15%	9%	4.5%	無税	
-あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁		3%				3 ローカストビーン(種を含む。)及びさとうきび	無税				
-その他のもの		3%				-ローカストビーン(種を含む。)		無税			
						-さとうきび		無税			
						4 その他のもの	5%		無税		
						-あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁		3%			
						-その他のもの		3%			

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
15.01 豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)						15.01 1501.00 豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第02.09項又は第15.03項のものを除く。)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため(FAO提案)。</li> <li>・ラード等の明確化。</li> </ul>
1501.10 ラード						1 豚脂						
1 酸価が1.3を超えるもの	無税	無税				(1) 酸価が1.3を超えるもの	無税	無税				
2 その他のもの	10円/kg	8.50円/kg			無税	(2) その他のもの	10円/kg	8.50円/kg			無税	
1501.20 その他の豚脂						2 その他のもの	7.5%	6.4%			無税	
1 酸価が1.3を超えるもの	無税	無税										
2 その他のもの	10円/kg	8.50円/kg			無税							
1501.90 その他のもの	7.5%	6.4%			無税							
15.02 牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)						15.02 1502.00 牛、羊又はやぎの脂肪(第15.03項のものを除く。)	無税	無税				<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため(FAO提案)。</li> <li>・タロー等の明確化。</li> </ul>
1502.10 タロー	無税	無税				(新規)						
1502.90 その他のもの	無税	無税				(新規)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 (省略) 号注 1 (省略) 2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。 (省略)						第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 (省略) 号注 1 (省略) 2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第3類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。 (省略)						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のためのFAO提案に伴う規定の整備。 。
16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） (省略)						16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） (省略)						・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。 ・うなぎ調製品の明確化。
1604.17 うなぎ 9.6% 9.6% 7.2% 無税	9.6%	9.6%	7.2%	無税	(新規)							
1604.19 その他のもの (省略) キャビア及びその代用物	9.6%	9.6%	7.2%	無税	1604.19 その他のもの (省略)	9.6%	9.6%	7.2%	無税			
1604.31 キャビア 6.4% 6.4% 4.8% 無税	6.4%	6.4%	4.8%	無税								
1604.32 キャビア代用物 6.4% 6.4% 4.8% 無税	6.4%	6.4%	4.8%	無税	1604.30 キャビア及びその代用物 6.4% 6.4% 4.8% 無税	6.4%	6.4%	4.8%	無税			・キャビアとキャビア代用物の細分化。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
16.05 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）						16.05 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）						<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな食糧安全保障問題に関する貿易動向の把握のため（FAO提案）。</li> <li>・03.06項、03.07項及び03.08項へのくん製したものの移動。</li> <li>・気密容器入りでないシュリンプ及びプローンの調製品の明確化。</li> </ul>
1605.10 かに						1605.10 かに						
1 気密容器入りのもの	6.5%	5%			無税	1 気密容器入りのもの（ <u>くん製したものを除く。</u> ）	6.5%	5%			無税	
2 その他のもの	9.6%	9.6%		7.2%	無税	2 その他のもの	9.6%	9.6%		7.2%	無税	
シュリンプ及びプローン						1605.20 シュリンプ及びプローン						
1605.21 <u>気密容器入りでないもの</u>						1 <u>くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u>	4.8%	4.8%		3.2%	無税	
1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	2 <u>その他のもの</u>	6%	5.3%			無税	
2 <u>その他のもの</u>	6%	5.3%			無税							
1605.29 <u>その他のもの</u>						1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	
1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	2 <u>その他のもの</u>	6%	5.3%			無税	
2 <u>その他のもの</u>	6%	5.3%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
1605.30 ロブスター						1605.30 ロブスター						
1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	1 <u>くん製したもの及び</u> 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	
2 その他のもの	6%	5%			無税	2 その他のもの	6%	5%			無税	
1605.40 その他の甲殻類						1605.40 その他の甲殻類						
1 えび						1 えび						
(1) 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	(1) <u>くん製したもの及び</u> 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	4.8%		3.2%	無税	
(2) その他のもの	6%	5%			無税	(2) その他のもの	6%	5%			無税	
2 その他のもの	9.6%	9.6%		7.2%	無税	2 その他のもの	9.6%	9.6%		7.2%	無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
軟体動物					1605.90 その他のもの					・軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品の明確化。 ※16類号注2の規定により、 ・1605.54号の「いか」には(0307.4で規定されている)「セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの」が、1605.59号の「いか」には上記以外のいかそれぞれ含まれる。 ・1605.63号の「くらげ」には(0308.30号で規定されている)「ロピレマ属のもの」が、1605.69号の「くらげ」にはロピレマ属以外のくらげそれぞれ含まれる。 ・1605.62号の「うに」には(0308.2で規定されている)「パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの」が、1605.69号の「うに」には上記以外のうにそれぞれ含まれる。		
1605.51	かき	9.6%	9.6%	7.2%	無税	1 くん製したもの	9.6%	6.7%				無税
1605.52	スキャロップ(いたや貝を含む。)	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—いか、帆立貝及び貝柱のもの						
1605.53	い貝	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—その他のもの					6.4%	
1605.54	いか —気密容器入りのもの —その他のもの	15%	10.5%		無税	2 その他のもの						
				9%		(1) いか及びくらげ	15%					無税
1605.55	たこ	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—いか		10.5%				
1605.56	クラム、コックル及びアークシェル	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—気密容器入りのもの					9%	
1605.57	あわび	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—その他のもの						
1605.58	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	9.6%	9.6%	7.2%	無税	—くらげ		10%			8%	
1605.59	その他のもの					(2) なまこ及びうに	12%	10%			8%	無税
	1 いか —気密容器入りのもの —その他のもの	15%	10.5%		無税	(3) その他のもの	9.6%	9.6%			7.2%	無税
	2 その他のもの	9.6%	9.6%	7.2%	無税							
その他の水棲無脊椎動物												
1605.61	なまこ	12%	10%	8%	無税							
1605.62	うに	12%	10%	8%	無税							
1605.63	くらげ	15%	10%	8%	無税							
1605.69	その他のもの											
	1 くらげ	15%	10%	8%	無税							
	2 うに	12%	10%	8%	無税							
	3 その他のもの	9.6%	9.6%	7.2%	無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第17類 糖類及び砂糖菓子  (省略)  号注 1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。  2 第1701.13号には、分みつをすることなく得られた甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品には、糖みつの残さその他の甘しや糖の構成成分で覆われたもので、肉眼では見えない不規則で固有の形をもたない天然の微細な結晶のもののみを含む。						第17類 糖類及び砂糖菓子  (省略)  号注 1 第1701.11号及び第1701.12号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。  (新規)						・甘しや糖の明確化。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）  粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）  （削除）						17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）  粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）						・甘しや糖の明確化。
（省略）					1701.11 甘しや糖  1 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの  (1) 分みつ糖  (2) その他のもの  2 その他のもの  （省略）	無税	71.80円/kg g				無税	
1701.13 この類の号注2の甘しや糖	41.50円/kg g	35.30円/kg g										
1701.14 その他の甘しや糖  1 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの  (1) 分みつ糖  (2) その他のもの  2 その他のもの  （省略）	無税	71.80円/kg g										（新規）
	41.50円/kg g	35.30円/kg g										（省略）
	21.50円/kg g	103.10円/kg										（省略）

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
20.03 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）  （省略）  （削除）						20.03 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）  （省略）						・貿易僅少品目の号を統合。
					2003.20 トリフ							
					1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限り。）	16%	9.6%		4.8%		無税	
					2 その他のもの	11.2%	10.5%		5.3%		無税	
2003.90 その他のもの					2003.90 その他のもの							
1 トリフ												
(1) 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限り。）	16%	9.6%		4.8%							無税	
(2) その他のもの	11.2%	10.5%		5.3%							無税	
2 その他のもの												
(1) 砂糖を加えたもの	22.4%	13.4%				22.4%	13.4%				無税	
(2) その他のもの												
A 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限り。）	16%	9.6%				16%	9.6%				無税	
B その他のもの	11.2%	10.5%				11.2%	10.5%				無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）  （省 略）  その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）  （省 略）						20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）  （省 略）  その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）  （省 略）  （新 規）						・クランベリーの調製品の明確化。	
2008.93 <u>クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティス・イダイア）</u>  <u>1 砂糖を加えたもの</u>  <u>(1) パルプ状のもの</u>  <u>(2) その他のもの</u>  <u>2 その他のもの</u>  <u>(1) パルプ状のもの</u>  <u>(2) その他のもの</u>													

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
2008.97 混合したもの						2008.92 混合したもの						・号番号の振直し。
1 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	11.2%				無税	1 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	11.2%				無税	
- 砂糖を加えたもの		6%				- 砂糖を加えたもの		6%				
- その他のもの		6%		3%		- その他のもの		6%		3%		
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 砂糖を加えたもの						(1) 砂糖を加えたもの						
A パルプ状のもの	35%	29.8%			無税	A パルプ状のもの	35%	29.8%			無税	
B その他のもの	28%	23.8%			無税	B その他のもの	28%	23.8%			無税	
(2) その他のもの						(2) その他のもの						
A パルプ状のもの	25%	21.3%			無税	A パルプ状のもの	25%	21.3%			無税	
B その他のもの	20%	17%			無税	B その他のもの	20%	17%			無税	
2008.99 その他のもの						2008.99 その他のもの						
1 梅	20%	12%			無税	1 梅	20%	12%			無税	
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 砂糖を加えたもの						(1) 砂糖を加えたもの						
A パルプ状のもの						A パルプ状のもの						
(a) バナナ及びアボカド	30%	21%		10.5%	無税	(a) バナナ及びアボカド	30%	21%		10.5%	無税	
(b) その他のもの	35%	29.8%			無税	(b) その他のもの	35%	29.8%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
B その他のもの						B その他のもの						
(a) ベリー及びブルー	18.4%	11%		5.5%	無税	(a) ベリー及びブルー	18.4%	11%		5.5%	無税	
(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	22.4%	11%		5.5%	無税	(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	22.4%	11%		5.5%	無税	
(c) その他のもの	28%				無税	(c) その他のもの	28%				無税	
ードリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		14%		7%		ードリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		14%		7%		
ーその他のもの		16.8%				ーその他のもの		16.8%				
(2) その他のもの						(2) その他のもの						
A パルプ状のもの						A パルプ状のもの						
(a) バナナ、アボカド及びブルー	20%	15%		7.5%	無税	(a) バナナ、アボカド及びブルー	20%	15%		7.5%	無税	
(b) その他のもの	25%				無税	(b) その他のもの	25%				無税	
ーマンゴー、グアバ及びマンゴスチン		15%		7.5%		ーマンゴー、グアバ及びマンゴスチン		15%		7.5%		
ーカムカム		21.3%		2%		ーカムカム		21.3%		2%		
ーその他のもの		21.3%				ーその他のもの		21.3%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
B その他のもの						B その他のもの						
(a) プルーン	12.8%	7.7%		3.9%	無税	(a) プルーン	12.8%	7.7%		3.9%	無税	
(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	16%	9.6%		4.8%	無税	(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	16%	9.6%		4.8%	無税	
(c) さといも（冷凍したものに限り。）	10%	10%			無税	(c) さといも（冷凍したものに限り。）	10%	10%			無税	
(d) その他のもの	20%				無税	(d) その他のもの	20%				無税	
－ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		10%		5%		－ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		10%		5%		
－カムカム		12%		2%		－カムカム		12%		2%		
－爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限り。）		9%		4.5%		－爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限り。）		9%		4.5%		
－かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限り。）		12%				－かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限り。）		12%				
－その他のもの		12%				－その他のもの		12%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）  (省略)  その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）						20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）  (省略)  2009.80 その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）						・クランベリージュースの明確化。	
2009.81 クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティス・イダイア）のジュース						1 果汁 (1) 砂糖を加えたもの A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの B その他のもの	27%	23%					無税
1 砂糖を加えたもの (1) しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの (2) その他のもの	27%	23%					35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率					無税
2 その他のもの (1) しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの (2) その他のもの	22.5%	19.1%				(2) その他のもの A しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの - ブルーンジュース - その他のもの B その他のもの	22.5%						無税
						2 野菜ジュース (1) 砂糖を加えたもの (2) その他のもの - 気密容器入りのもの - その他のもの	10.8%	8.1%					無税
							9.6%	9%	7.6%				無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
2009.89	その他のもの										
	1 果汁										
	(1) 砂糖を加えたもの										
	A	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	27%	23%							無税
	B	その他のもの	35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率							無税
	(2) その他のもの										
	A	しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	22.5%								無税
		-ブルージュース		14.4%							
		-その他のもの		19.1%							
	B	その他のもの	30%	25.5%							無税
	2 野菜ジュース										
	(1) 砂糖を加えたもの										
			10.8%	8.1%							無税
	(2) その他のもの										
		-気密容器入りのもの		9%							7.6%
		-その他のもの		7.2%							無税
	(省略)										(省略)

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第21類 各種の調製食料品						第21類 各種の調製食料品						・果実及びナットの調製品に係る規定の明確化。
注						注						
1、2(省略)						1、2(省略)						
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット)から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。						3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分(例えば、肉、魚、野菜及び果実)から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） （省略）						21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） （省略）						・1212.20号の分割に伴う番号の変更。
2106.90 その他のもの 1（省略） 2 その他のもの （1）（省略） （2）その他のもの A～D（省略） E その他のもの （a）（省略） （b）その他のもの イ～ロ（省略） ハ その他のもの （イ）（省略） （ロ）その他のもの I（省略） II その他のもの （I）（省略） （II）その他のもの －ひじき（ヒジキア・フ スィフォルミス）その 他の第1212.21号又は 第1212.29号の物品の もの －ひじき（ヒジキア・ フスィフォルミス） －長方形（正方形を含 む。）の紙状に抄製 したもので、1枚 の面積が430平方セ ンチメートル以下の もの（調味したもの を除く。） －その他のもの －その他のもの	25%					2106.90 その他のもの 1（省略） 2 その他のもの （1）（省略） （2）その他のもの A～D（省略） E その他のもの （a）（省略） （b）その他のもの イ～ロ（省略） ハ その他のもの （イ）（省略） （ロ）その他のもの I（省略） II その他のもの （I）（省略） （II）その他のもの －ひじき（ヒジキア・フ スィフォルミス）その 他の第1212.20号の物 品のもの －ひじき（ヒジキア・ フスィフォルミス） －長方形（正方形を含 む。）の紙状に抄製 したもので、1枚 の面積が430平方セ ンチメートル以下の もの（調味したもの を除く。） －その他のもの －その他のもの	25%					
		17.5%		10%	無税							
					無税							
		15%										
							17.5%			10%	無税	
											無税	
							15%				無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品  (省略)											・水パイプたばこの明確化。
号注 1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙用のものであつて、たばこ及びグリセロールの混合物からなるたばこをいう(芳香油若しくは芳香エキス、糖みつ若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実で香味付けしてあるかないかを問わない。)。ただし、この号には、水パイプで喫煙用のものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。											
24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)											
2403.11 この類の号注1の水パイプたばこ	35%	29.8%								無税	
2403.19 その他のもの											
1 パイプたばこ	35%	29.8%								無税	
2 その他のもの  (省略)	4%	3.4%								無税	
					第24類 たばこ及び製造たばこ代用品  (省略)  (新規)						
					24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス  2403.10 喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)						
					1 パイプたばこ	35%	29.8%				無税
					2 その他のもの  (省略)	4%	3.4%				無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
<p>25.28</p> <p>2528.00 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p>	無税	無税				<p>25.28 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの</p> <p>2528.10 天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかを問わない。）</p> <p>2528.90 その他のもの</p>	無税	無税				<p>・貿易僅少品目の号の統合。</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省略) 号注 1～3 (省略) 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86 の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みのものであるかないかを問わない。）から得た燃料に用いられる種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。 備考 1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (省略)						第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省略) 号注 1～3 (省略) 4 第2710.11号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86 の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 (新規) 備考 1 第2710.11号及び第2710.19号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(f) (省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油  石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、 <u>バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。</u> ）						27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油  石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）						・バイオディーゼルに係る品目表改正

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
2710.12 軽質油及びその調製品						2710.11 軽質油及びその調製品					
1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）						1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）					
(1) 揮発油						(1) 揮発油					
A 低重合度の混合アルキレン						A 低重合度の混合アルキレン					
(a) トリプロピレン	無税	無税				(a) トリプロピレン	無税	無税			
(b) その他のもの	2.6%	2.2%			無税	(b) その他のもの	2.6%	2.2%		無税	
B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	5%	3.9%			無税	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	5%	3.9%		無税	
C その他のもの	934円/kl					C その他のもの	934円/kl				
— 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税			— 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税		
— その他のもの					無税	— その他のもの			995円/kl		無税
— 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）						— 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）					
— 温度15度における比重が0.8017以下のもの		3,033円/kl				— 温度15度における比重が0.8017以下のもの		3,033円/kl			
— その他のもの						— その他のもの					
— 自動車の燃料用のもの						— 自動車の燃料用のもの					
— その他のもの						— その他のもの					

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
(2) 灯油						(2) 灯油						
A 低重合度の混合アルキレン	3%	2.5%			無税	A 低重合度の混合アルキレン	3%	2.5%			無税	
B その他のもの	346円/kl					B その他のもの	346円/kl					
- ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）			無税			- ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）			無税			
- その他のもの						- その他のもの						
- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税			- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税			
- その他のもの					無税	- その他のもの			375円/kl		無税	
(3) 軽油	750円/kl					(3) 軽油	750円/kl					
- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税			- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税			
- その他のもの					無税	- その他のもの			819円/kl		無税	
2 その他のもの	3.9%	3.3%		無税		2 その他のもの	3.9%	3.3%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
2710.19 その他のもの						2710.19 その他のもの						
1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）						1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）						
(1) 灯油						(1) 灯油						
A 低重合度の混合アルキレン	3%	2.5%			無税	A 低重合度の混合アルキレン	3%	2.5%				無税
B その他のもの	346円/kl					B その他のもの	346円/kl					
－ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）				無税		－ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）				無税		
－その他のもの						－その他のもの						
－政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				無税		－政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				無税		
－その他のもの					無税	－その他のもの				375円/kl		無税
(2) 軽油	750円/kl					(2) 軽油	750円/kl					
－政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				無税		－政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの				無税		
－その他のもの					無税	－その他のもの				819円/kl		無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
(3) 重油及び粗油											
A 温度15度における比重が0.9037以下のもの					A 温度15度における比重が0.9037以下のもの						
(a) 製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び次号において同じ。）	無税				(a) 製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。）	無税					
(b) その他のもの	459円/kl				(b) その他のもの	459円/kl					
－温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの			無税		－温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの			無税			
－その他のもの				無税	－ <u>硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>				748円/kl		無税
					－その他のもの				844円/kl		無税
B 温度15度における比重が0.9037を超えるもの					B 温度15度における比重が0.9037を超えるもの						
(a) 製油の原料として使用するもの	無税				(a) 製油の原料として使用するもの	無税					
(b) その他のもの	249円/kl				(b) その他のもの	249円/kl					無税
					－ <u>硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>				537円/kl		
					－ <u>その他のもの</u>				648円/kl		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
(4) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）						(4) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）						
A 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの	4.6%	3.9%			無税	A 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの	4.6%	3.9%			無税	
B その他のもの	9.6%	7.9%			無税	B その他のもの	9.6%	7.9%			無税	
(5) その他のもの	4.8%	3.9%			無税	(5) その他のもの	4.8%	3.9%			無税	
2 その他のもの	3.9%	3.3%			無税	2 その他のもの	3.9%	3.3%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
2710.20 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもので、かつ、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）  1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）  (1) 揮発油  A 低重合度の混合アルキレン  (a) トリプロピレン  (b) その他のもの  B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）  C その他のもの  - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの - その他のもの -- 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） --- 温度15度における比重が0.8017以下のもの --- その他のもの -- 自動車の燃料用のもの -- その他のもの						(新規)						・バイオディーゼルに係る品目表改正に伴う号の新設。	
	無税	無税											
	2.6%	2.2%			無税								
	5%	3.9%			無税								
	934円/kl												
			無税										
		3.033円/kl			無税								
		↓											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
(2) 灯油											
A 低重合度の混合アルキレン	3%	2.5%									
B その他のもの	346円/kL										
-ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）			無税								
-その他のもの											
--政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税								
--その他のもの											
(3) 軽油	750円/kL										
-政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			無税								
-その他のもの											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定	
(4) 重油及び粗油										
A 温度15度における比重が0.9037以下のもの										
(a) 製油の原料として使用するもの										
無税										
(b) その他のもの										
459円/kl										
- 温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの										
無税										
- その他のもの										
無税										
B 温度15度における比重が0.9037を超えるもの										
(a) 製油の原料として使用するもの										
無税										
(b) その他のもの										
249円/kl										
無税										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
(5) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）												
A 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの	4.6%	3.9%			無税							
B その他のもの	9.6%	7.9%			無税							
(6) その他のもの	4.8%	3.9%			無税							
2 その他のもの	3.9%	3.3%		無税								

(別表) HS改正・新旧対照表

改 正 案					現 行					備 考			
品 名	税 率				品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物  (省 略)  号注 1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、第28類注1(a)から(e)又は第29類注1(a)から(h)の条件を満たすすべての水銀の有機又は無機の化合物をいう。					LDC特惠	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物  (省 略)  (新 規)						LDC特惠	・分類の明確化。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
28.30 硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略）  2830.90 その他のもの －硫化亜鉛 －三硫化アンチモン －その他のもの	無税	無税 無税 無税				28.30 硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略）  2830.90 その他のもの －硫化亜鉛 －三硫化アンチモン －その他のもの	無税	無税 無税 無税				・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。
28.35 ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略）  ポリりん酸塩  （省略）  2835.39 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		28.35 ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略）  ポリりん酸塩  （省略）  2835.39 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。
28.42 その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）  2842.10 けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	3.8%	●2.6%～ 3.3%		無税		28.42 その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）  2842.10 けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	3.8%	●2.6%～ 3.3%		無税		・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
28.48 2848.00 リン化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	3.9%	3.3%		無税		28.48 2848.00 リン化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	3.9%	3.3%		無税		・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。
28.49 炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略） 2849.90 その他のもの －炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル －その他のもの	3%	2.5%		無税 無税		28.49 炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）  （省略） 2849.90 その他のもの －炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル －その他のもの	3%	2.5%		無税 無税		・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。
28.50 2850.00 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）	3.9%	3.3%		無税		28.50 2850.00 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）	3.9%	3.3%		無税		・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
28.52 水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）						28.52					・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大。 ・ロッテルダム条約に基づく有害化学物質等の貿易動向の把握のため。
2852.10 化学的に単一のもの						2852.00 水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）					
1 認証標準物質	無税	無税				1 認証標準物質	無税	無税			
2 無機化合物及びその製品						2 無機化合物及びその製品					
(1) 硫酸塩	無税	無税				(1) 硫酸塩	無税	無税			
(2) 写真用の化学調製品（ワニス、 <sup>ニツ</sup> 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	4.6%	無税		無税		(2) 写真用の化学調製品（ワニス、 <sup>ニツ</sup> 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	4.6%	無税		無税	
(3) その他のもの －水銀の炭化物 －その他のもの	3%	2.5% ●2.5%～ 4.8%		無税		(3) その他のもの －水銀の炭化物 －その他のもの	3%	2.5% ●2.5%～ 4.8%		無税	
3 有機化合物及びその製品						3 有機化合物及びその製品					
(1) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体						(1) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体					
A タンニン及びその誘導体	3%	2.5%		無税		A タンニン及びその誘導体	3%	2.5%		無税	
B その他のもの	無税	無税				B その他のもの	無税	無税			
(2) たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミンナートその他のアルブミン誘導体を除く。）	6.8%	5.1%		無税		(2) たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミンナートその他のアルブミン誘導体を除く。）	6.8%	5.1%		無税	
(3) その他のもの	3%	●2.5%～ 4.4%		無税		(3) その他のもの	3%	●2.5%～ 4.4%		無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
2852.90 <u>その他のもの</u>						(新規)					
1 <u>無機化合物及びその製品</u>											
(1) <u>多硫化物</u>	無税	無税									
(2) <u>その他のもの</u>	2.5%	●2.5%~ 3.9%		無税							
2 <u>有機化合物及びその製品</u>											
(1) <u>スルトン及びスルタム</u>	無税	無税									
(2) <u>その他のもの</u>	2.5%	●2.5%~ 5.4%		無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第29類 有機化学品  注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) <u>(e) 第30.02項の免疫産品</u> <u>(f) (省略)</u> <u>(g) (省略)</u> <u>(h) (省略)</u> <u>(i,j) (省略)</u> <u>(k) (省略)</u> <u>(l) (省略)</u>						第29類 有機化学品  注 1 (省略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (新規) <u>(e) (省略)</u> <u>(f) (省略)</u> <u>(g) (省略)</u> <u>(h) (省略)</u> <u>(i,j) (省略)</u> <u>(k) (省略)</u>						・分類の明確化。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体  (省略)  非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)						29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体  (省略)  非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)					・モンテリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の貿易動向把握のため。
2903.71 クロロジフルオロメタン	4.6%	3.1%		無税		2903.41 トリクロロフルオロメタン	4.6%	3.1%		無税	
2903.72 ジクロロトリフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税		2903.42 ジクロロジフルオロメタン	4.6%	3.1%		無税	
2903.73 ジクロロフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税		2903.43 トリクロロトリフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税	
2903.74 クロロジフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税		2903.44 ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税	
2903.75 ジクロロペンタフルオロプロパン	4.6%	3.1%		無税		(2903.46号から再付番)					
2903.76 ブロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税		2903.45 その他のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	4.6%	3.1%		無税	
2903.77 その他のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	4.6%	3.1%		無税		2903.46 ブロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	4.6%	3.1%		無税	
(2903.76号へ再付番)						2903.47 その他のペルハロゲン化誘導体	4.6%	3.1%		無税	
2903.78 その他のペルハロゲン化誘導体	4.6%	3.1%		無税		2903.49 その他のもの - ブロモクロロメタン	4.6%			無税	
2903.79 その他のもの - ブロモクロロメタン	4.6%			無税		- その他のハロゲン化誘導体(メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)		無税			
- その他のハロゲン化誘導体(メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)		3.1%				- その他のハロゲン化誘導体(メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)		3.1%			
- その他のもの		3.1%				- その他のもの		3.1%			

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考	
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		
飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体						飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体							
2903.81	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)	4.6%	3.9%		無税		2903.51	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)	4.6%	3.9%		無税	
2903.82	アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘプタクロル(ISO)						2903.52	アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘプタクロル(ISO)					
	1 クロルデン	無税	無税					1 クロルデン	無税	無税			
	2 アルドリン及びヘプタクロル	4.6%	3.1%		無税			2 アルドリン及びヘプタクロル	4.6%	3.1%		無税	
2903.89	その他のもの -ジブromoエチルジブromoシクロヘキサン、テトラブromoシクロオクタン及びヘキサブromoシクロドデカン -その他のもの	4.6%			無税		2903.59	その他のもの -ジブromoエチルジブromoシクロヘキサン、テトラブromoシクロオクタン及びヘキサブromoシクロドデカン -その他のもの	4.6%			無税	
			無税							無税			
			3.1%							3.1%			
芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体						芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体							
2903.91	クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン	4.6%	3.1%		無税		2903.61	クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン	4.6%	3.1%		無税	
2903.92	ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)	4.6%	3.9%		無税		2903.62	ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)	4.6%	3.9%		無税	
2903.99	その他のもの -ペンタブromoエチルベンゼン及びデカブromoフェニルエタン -その他のもの	4.6%			無税		2903.69	その他のもの -ペンタブromoエチルベンゼン及びデカブromoフェニルエタン -その他のもの	4.6%			無税	
			無税							無税			
			3.1%							3.1%			

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略)  その他のもの  (省略)						29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略)  その他のもの  (省略)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロッテルダム条約に基づく有害化学物質等の貿易動向把握のため。</li> <li>・ 4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) の明確化。</li> </ul>
2908.92 4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩	4.6%	3.1%		無税		(新規)						
2908.99 その他のもの	4.6%	3.1%		無税	2908.99 その他のもの		4.6%	3.1%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド  (省略)  (削除)  アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド						29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド  (省略)  2912.30 アルデヒドアルコール  アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド						・貿易僅少品目の号の統合。
2912.41 バニリン（4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド）	5.3%	4.4%			無税	2912.41 バニリン（4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド）	5.3%	4.4%			無税	
2912.42 エチルバニリン（3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド）	5.3%	4.4%			無税	2912.42 エチルバニリン（3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド）	5.3%	4.4%			無税	
2912.49 その他のもの						2912.49 その他のもの	4.6%	3.1%			無税	
1 アルデヒドアルコール	5.3%	4.4%			無税							
2 その他のもの	4.6%	3.1%			無税							
(省略)						(省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
29.14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  （省略）  飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）  （削除）						29.14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  （省略）  飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）						・貿易僅少品目の号の統合。
					2914.21 <u>しょう腦</u>  1 <u>融点が175度未満のもの</u>  2 <u>その他のもの</u>	無税	無税					
2914.22 シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	4.6%	3.9%		無税	2914.22 シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	4.6%	3.9%			無税		
2914.23 イオン及びメチルイオン	5.3%	4.4%		無税	2914.23 イオン及びメチルイオン	5.3%	4.4%			無税		
2914.29 その他のもの  1 <u>しょう腦</u>  (1) <u>融点が175度未満のもの</u>  (2) <u>その他のもの</u>  2 <u>その他のもの</u>  （省略）	無税	無税			2914.29 その他のもの	4.6%	3.9%			無税		
	無税	無税										
	6.6%	5.4%		無税								
	4.6%	3.9%		無税								

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体  (省略)						29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体  (省略)						・分類の整理。	
2916.16 <u>ビナパクリル (ISO)</u>  (省略)  芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体  (省略)  (削除)	6.4%	4.3%		無税	(2916.36号から再付番)  (省略)  芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体  (省略)								
(2916.16号へ再付番)					2916.35 <u>フェニル酢酸のエステル</u>	6.4%	無税			無税			
2916.39 その他のもの	6.4%			無税	2916.36 <u>ビナパクリル (ISO)</u>	6.4%	4.3%			無税			
- <u>フェニル酢酸のエステル</u>		無税			2916.39 その他のもの	6.4%	4.3%			無税			
- <u>その他のもの</u>		4.3%											

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物											・ ロッテルダム条約に基づく有害化学物質等の貿易動向の把握のため。
2931.10 テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	4.6%	3.1%		無税	2931.00 その他のオルガノインオルガニック化合物	4.6%	3.1%		無税		
2931.20 トリブチルすず化合物	4.6%	3.1%		無税							
2931.90 その他のもの	4.6%	3.1%		無税							
29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）  (省略)					29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）  (省略)						・ 貿易僅少品目の号の統合。
2932.20 ラクトン					ラクトン						
1 クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	5.3%	4.4%		無税	2932.21 クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	5.3%	4.4%		無税		
2 サントニン	無税	無税			2932.29 その他のラクトン						
3 その他のもの  (省略)	4.6%	3.1%		無税	1 サントニン	無税	無税				
					2 その他のもの  (省略)	4.6%	3.1%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （省略） 非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 （省略） 2933.29 その他のもの						29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （省略） 非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 （省略） 2933.29 その他のもの						・30.02項の免疫産品の範囲の拡大に伴う物品の移動。
29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （省略） その他のもの （省略） 2934.99 その他のもの 1 スルトン及びスルタム 2 その他のもの						29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （省略） その他のもの （省略） 2934.99 その他のもの 1 スルトン及びスルタム 2 その他のもの						・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動及び30.02項の免疫産品の範囲の拡大に伴う物品の移動。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）						29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）						貿易僅少品目の号の統合。
(省略)						(省略)						
(削除)						<u>カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</u>						
(削除)						<u>2937.31 エピネフリン</u>	無税	無税				
(削除)						<u>2937.39 その他のもの</u>	無税	無税				
(削除)						<u>2937.40 アミノ酸誘導体</u>	無税	無税				
(省略)						(省略)						
2937.90 その他のもの	無税	無税				2937.90 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体  （省略）  エフェドリン類及びその塩  （省略）						29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体  （省略）  エフェドリン類及びその塩  （省略）						・ノルエフェドリン及びその塩の明確化。
2939.44 ノルエフェドリン及びその塩	無税	無税				（新規）						
2939.49 その他のもの  （省略）	無税	無税				2939.49 その他のもの  （省略）	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第30類 医療用品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品</u> (例えば、 <u>タバレット剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤)</u> ) (第21.06項及び第38.24項参照) (c) (省略) (d) (省略) (e) (省略) (f) (省略) (g) (省略) (h) (省略)  2 第30.02項において「 <u>免疫産品</u> 」とは、単クローン抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、 <u>インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)</u> その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第29.37項の物品を除く。)をいう。  (省略)						第30類 医療用品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (新規)  (b) (省略) (c) (省略) (d) (省略) (e) (省略) (f) (省略) (g) (省略)  2 第30.02項において「 <u>変性免疫産品</u> 」とは、単クローン抗体、抗体フラグメント、抗体複合体及び <u>抗体フラグメント複合体のみ</u> をいう。  (省略)						・分類の明確化。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品						30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品						・分類の明確化。
3002.10 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）	無税					3002.10 免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）	無税					
－免疫血清		無税				－免疫血清		無税				
－ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		無税				－ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		無税				
－加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）		無税				－加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）		無税				
－その他のもの		●無税～ 3.1%				－その他のもの		無税				
3002.20 人用のワクチン  （省略）	無税	無税				3002.20 人用のワクチン  （省略）	無税	無税				
3002.90 その他のもの  －毒素、培養微生物及びこれらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）  －その他のもの	無税	無税				3002.90 その他のもの  －毒素、培養微生物及びこれらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）  －その他のもの	無税	無税				
		●無税～ 3.1%						無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考	
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		
32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体  (省略)  3201.90 その他のもの 1 タンニン及びその誘導体 2 その他のもの						32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体  (省略)  3201.90 その他のもの 1 タンニン及びその誘導体 2 その他のもの						・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動	
35.01 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー  (省略)  3501.90 その他のもの						35.01 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー  (省略)  3501.90 その他のもの							・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動
35.02 アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。)及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体  (省略)  3502.90 その他のもの						35.02 アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。)及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体  (省略)  3502.90 その他のもの							
35.04 3504.00 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。) 1 ペプトン、その誘導体及び皮粉 2 その他のもの - 植物性たんぱく及びその誘導体 - その他のもの						35.04 3504.00 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。) 1 ペプトン、その誘導体及び皮粉 2 その他のもの - 植物性たんぱく及びその誘導体 - その他のもの							・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光して ないものに限るものとし、紙製、板紙製又は 紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性の ロール状インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。）  （省 略）  その他のフィルム（カラー写真用のもの（ ポリクローム）に限る。）						37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光して ないものに限るものとし、紙製、板紙製又は 紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性の ロール状インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。）  （省 略）  その他のフィルム（カラー写真用のもの（ ポリクローム）に限る。）						・貿易僅少品目の号の統合。
3702.52 幅が16ミリメートル以下のもの	無税	無税				3702.51 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メ ートル以下のもの	無税	無税				
（省 略）						3702.52 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メ ートルを超えるもの	無税	無税				
その他のもの						（省 略）						
3702.96 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メ ートル以下のもの	無税	無税				3702.91 幅が16ミリメートル以下のもの	無税	無税				
3702.97 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メ ートルを超えるもの	無税	無税				3702.93 幅が16ミリメートルを超え35ミリメー トル以下で、長さが30メートル以下のもの	無税	無税				
3702.98 幅が35ミリメートルを超えるもの	無税	無税				3702.94 幅が16ミリメートルを超え35ミリメー トル以下で、長さが30メートルを超えるも の	無税	無税				
（省 略）						3702.95 幅が35ミリメートルを超えるもの	無税	無税				
						（省 略）						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第38類 各種の化学工業生産品  注  1、2 (省略)  3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)～(c) (省略) <u>(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ(第96.12項のものを除く。)</u> (e) (省略)  4～6 (省略)  7 <u>第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みのものであるかないかを問わない。)から得た燃料に用いられる種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</u>						第38類 各種の化学工業生産品  注  1、2 (省略)  3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)～(c) (省略) <u>(d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液</u> (e) (省略)  4～6 (省略)  (新規)						・修正テープ及びバイオディーゼルに係る品目表改正。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
<p>号注</p> <p>1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン（ISO）、ピナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、<u>4,6-ジニトロ-オルトクレゾール（DNOC（ISO））及びその塩</u>、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン（ISO）（1,2-ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1,2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO）（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ISO）<u>並びにその塩及びエステル</u>、ホスファミドン（ISO）、2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物</p> <p>また、第3808.50号には、<u>ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤を含む。</u></p> <p>2 （省略）</p>						<p>号注</p> <p>1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン（ISO）、ピナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン（ISO）（1,2-ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1,2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO）（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ISO）、ホスファミドン（ISO）並びに2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル</p> <p>2 （省略）</p>							・3808.50号の範囲の拡大。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）						38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）						・ 3808.50号の範囲の拡大に伴う物品の移動。
3808.50 この類の号注1の物品 その他のもの	4.9%	3.9%		無税		3808.50 この類の号注1の物品 その他のもの	4.9%	3.9%		無税		
3808.91 殺虫剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの －殺だに剤 －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		3808.91 殺虫剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの －殺だに剤 －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		
3808.92 殺菌剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		3808.92 殺菌剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		
3808.93 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		3808.93 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤 －農薬 －その他のもの －小売用の形状又は包装にしたもの －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		
3808.94 消毒剤	4.9%	3.9%		無税		3808.94 消毒剤	4.9%	3.9%		無税		
3808.99 その他のもの －農薬 －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		3808.99 その他のもの －農薬 －その他のもの	4.9%	3.9%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考		
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	
38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）  （省略）						38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）  （省略）						・28.52項の範囲を化学的に単一でないものに拡大することに伴う物品の移動	
3824.90 その他のもの  1 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）  2 脂肪酸混合物の誘導体  3 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル  4 その他のもの  －オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物  －5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチドニカルシウム  －その他のもの  （省略）	無税	無税				3824.90 その他のもの  1 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）  2 脂肪酸混合物の誘導体  3 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル  4 その他のもの  －オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物  －5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチドニカルシウム  －その他のもの  （省略）	無税	無税			無税		
38.26 3826.00 バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。）	4.6%	3.9%		無税		（新規）							・バイオディーゼルに係る品目表改正に伴う項の新設。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）  （省略）						39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）  （省略）						・30.02項の免疫製品の範囲の拡大に伴う物品の移動。
3907.20 その他のポリエーテル ーポリジプロモフェニレン-オキシド ーその他のもの ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの ーその他のもの  （省略）	4.1%	無税 2.8%		無税		3907.20 その他のポリエーテル ーポリジプロモフェニレン-オキシド ーその他のもの ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの ーその他のもの  （省略）	4.1%	無税 2.8%		無税		
39.13 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）  （省略）						39.13 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）  （省略）						・30.02項の免疫製品の範囲の拡大に伴う物品の移動。
3913.90 その他のもの	5.1%	3.4%		無税		3913.90 その他のもの	5.1%	3.4%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品  （省略）						39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品  （省略）						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。	
3926.20 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）  （省略）	5.8%	4.8%		無税		3926.20 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）  （省略）	5.8%	4.8%		無税			
3926.90 その他のもの  1 自動車用のシャンばね及びそのばね板  2 その他のもの  －ストリップを織ったもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）  －その他のもの	無税	無税			無税	3926.90 その他のもの  1 自動車用のシャンばね及びそのばね板  2 その他のもの  －ストリップを織ったもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）  －その他のもの	無税	無税			0.78%		無税

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考					
品名	税率					品名	税率								
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠			
41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）						41.01 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）						・4101.20号には、スプリットした皮を含まないことを明確化。			
4101.20 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。） 1 クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの －なめし過程にないもの －その他のもの 2 その他のもの －この号の2、第4101.50号の2及び第4101.90号の2に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第4104.11号の2、第4104.19号の2、第4104.41号の1の(2)及び2の(2)並びに第4104.49号の1の(2)及び2の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の2の(2)、第4107.12号の2の(2)、第4107.19号の2の(2)、第4107.91号の2の(2)、第4107.92号の2の(2)並びに第4107.99号の2の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において214,000平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの －その他のもの	無税				無税										
	60%	12%	12%		無税	4101.20 全形の原皮（重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。） 1 クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの －なめし過程にないもの －その他のもの 2 その他のもの －この号の2、第4101.50号の2及び第4101.90号の2に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第4104.11号の2、第4104.19号の2、第4104.41号の1の(2)及び2の(2)並びに第4104.49号の1の(2)及び2の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の2の(2)、第4107.12号の2の(2)、第4107.19号の2の(2)、第4107.91号の2の(2)、第4107.92号の2の(2)並びに第4107.99号の2の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において214,000平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの －その他のもの	60%	12%	12%		無税	無税		無税	
		30%									30%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
(省 略)											
4101.90 その他のもの（バット、ベンズ及びベリ－を含む。）					4101.90 その他のもの（バット、ベンズ及びベリ－を含む。）						
1 クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	無税				1 クロムなめしもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	無税					
－なめし過程にないもの		無税			－なめし過程にないもの		無税				
－その他のもの		無税			－その他のもの		無税				
2 その他のもの	60%				2 その他のもの	60%					無税
－共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		12%	12%		－共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		12%	12%			
－その他のもの		30%			－その他のもの		30%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品  注 <u>1</u> この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。  <u>2</u> （省略）  <u>3</u> (A) 第42.02項には、 <u>2</u> の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省略）  (B)（省略）  <u>4</u> （省略）						第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品  注 （新規）  <u>1</u> （省略）  <u>2</u> (A) 第42.02項には、 <u>1</u> の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省略）  (B)（省略）  <u>3</u> （省略）						・42類の項及び号の範囲を明確化（42類の革にはシャモア革及びパテントレザー等を含むことを類注に規定）。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器						42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器						・42類注1の新設に伴う規定の整備（パテントレザーに関する規定を削除）。
トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器						トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器						
4202.11 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの						4202.11 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの						
1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	20%	16%		12.8%	無税	1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	20%	16%		12.8%	無税	
2 その他のもの  (省略)	12.5%	10%		8%	無税	2 その他のもの  (省略)	12.5%	10%		8%	無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） 4202.21 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 1 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの (1) 革製のもの (2) その他のもの 2 その他のもの (1) 革製のもの (2) その他のもの (省略)						ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） 4202.21 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 1 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの (1) 革製又はパテントレザー製のもの (2) その他のもの 2 その他のもの (1) 革製又はパテントレザー製のもの (2) その他のもの (省略)							
	17.5%	14%		11.2%	無税		17.5%	14%		11.2%	無税		
	20%	16%		12.8%	無税		20%	16%		12.8%	無税		
	10%	8%		6.4%	無税		10%	8%		6.4%	無税		
	12.5%	10%		8%	無税		12.5%	10%		8%	無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 4202.31 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 1 財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。） 2 その他のもの （省略） その他のもの	20%	16%		12.8%	無税	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 4202.31 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 1 財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。） 2 その他のもの （省略） その他のもの	20%	16%		12.8%	無税	
4202.91 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの （省略）	12.5%	10%		8%	無税	4202.91 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの （省略）	12.5%	10%		8%	無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第44類 木材及びその製品並びに木炭 (省略) 号注 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、 削りくず、のこくず、チップその他の機械式木材 加工業、家具製造業その他の木材加工作業の副産 物で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の 結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径 が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメー ル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。 2 (省略)					第44類 木材及びその製品並びに木炭 (省略) (新規) 号注 1 (省略)						・木質ペレットの分類明確化。	
44.01 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、 ペレット状その他これらに類する形状に凝結 させてあるかないかを問わない。)、薪材並 びにチップ状又は小片状の木材 (省略) のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状 、ペレット状その他これらに類する形状に 凝結させてあるかないかを問わない。)					44.01 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、 ペレット状その他これらに類する形状に凝結 させてあるかないかを問わない。)、薪材並 びにチップ状又は小片状の木材 (省略) 4401.30 のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状 、ペレット状その他これらに類する形状に 凝結させてあるかないかを問わない。)	無税	無税				・木質ペレットの貿易動向把握。	
4401.31 木質ペレット 4401.39 その他のもの	無税	無税										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）  （省 略）  その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材のものに限る。）  （省 略）						44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）  （省 略）  その他のもの（この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。）  （省 略）						
44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）  （省 略）  熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの  （省 略）						44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）  （省 略）  熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの  （省 略）						
44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）  （省 略）  熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの  （省 略）						44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）  （省 略）  熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの  （省 略）						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略) その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)						44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略) その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)						
4412.31 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注2のものに限る。)のもの (省略)						4412.31 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの (省略)						
47.06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ (省略) その他のもの (省略)						47.06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ (省略) その他のもの (省略)						・分類の明確化(製造工程を明記)。
4706.93 <u>機械的及び化学的工程の組み合わせにより製造したもの</u>	無税	無税				4706.93 <u>セミケミカルパルプ</u>	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注 1 (省略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(o) (省略) <u>(p) 第95類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)</u>  <u>(q) 第96類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)</u></p> <p>3～12 (省略)</p> <p>号注 1、2 (省略)</p> <p>3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙 (セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、<u>機械的及び化学的パルプ化工程の組み合わせにより得られた広葉樹パルプ (さらしてないものに限る。)</u>の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第4805.12号には、主に<u>機械的及び化学的パルプ化工程の組み合わせにより得られた</u>わらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5～7 (省略)</p>						<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注 1 (省略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(o) (省略) <u>(p) 第95類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)</u> 及び <u>第96類の物品 (例えば、ボタン)</u> (新規)</p> <p>3～12 (省略)</p> <p>号注 1、2 (省略)</p> <p>3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙 (セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、<u>さらしてないセミケミカルパルプ (広葉樹のものに限る。)</u>の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第4805.12号には、主に<u>セミケミカルパルプ工程により得られた</u>わらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT30 (コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後) による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5～7 (省略)</p>						<p>・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。</p> <p>・4706.93号の改正に伴う改正 (分類の明確化)。</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。）  （省略）  （削除）  （削除）						48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。）  （省略）  4808.20 <u>重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）</u>  4808.30 <u>その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）</u>  （新規）  （省略）	3.4%	無税		無税		・貿易量僅少による統合。
4808.40 <u>クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）</u>  （省略）	3.4%	無税		無税								
48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー  （削除）  （省略）						48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー  4814.10 <u>イングレインペーパー</u>  （省略）	無税	無税				・貿易量僅少による統合。
4814.90 その他のもの	無税	無税				4814.90 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考						
品名	税率				品名	税率										
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠				
48.18 トイレtpペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウオッディング及びセルローズ繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルローズウオッディング製又はセルローズ繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品  (省略)  (削除)         (省略)						48.18 トイレtpペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウオッディング及びセルローズ繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルローズウオッディング製又はセルローズ繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、 <u>乳児用のおむつ、タンポン</u> 、ベッドシートその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品  (省略)  4818.40 <u>生理用のナプキン及びタンポン、乳幼児のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品</u>  1 <u>タンポン、おむつ及びおむつ中敷き</u>  2 <u>その他のもの</u>  (省略)									・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。	
						無税	無税									
						2.9%	無税		無税							



(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの(第68.14項参照) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(主として第14部又は第15部に属する。) <u>(f) 第96.19項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u>  2～4 (省略)						第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの(第68.14項参照) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(主として第14部又は第15部に属する。) (新規)  2～4 (省略)						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。
56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さ5ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ  (削除)  (省略)						56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さ5ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネップ  5601.10 <u>生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品(ウォッディング製のものに限る。)</u>  (省略)	1.5%	無税		無税		・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
58.01 パイル織物及びシェニール織物（第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。）						58.01 パイル織物及びシェニール織物（第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。）						・貿易量僅少による統合。
（省略）						（省略）						
綿製のもの						綿製のもの						
（削除）						5801.24 たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）						
						1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	4.2%	3.5%		無税		
						2 その他のもの	4.5%	3.7%			無税	
（削除）						5801.25 たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）						
						1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	4.2%	3.5%		無税		
						2 その他のもの	4.5%	3.7%			無税	
（省略）						（省略）						
5801.27 たてパイル織物						（新規）						
1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	4.2%	3.5%		無税								
2 その他のもの	4.5%	3.7%			無税							

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠
人造繊維製のもの (省略) (削除)						人造繊維製のもの (省略)					
(削除)					5801.34 たてパイル織物 (パイルを切つてないものに限る。) 1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 2 その他のもの (1) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) その他のもの	4.2% 3.5% 無税 8% 6.6% 無税 4.8% 4% 無税	3.5% 3.5% 無税 6.6% 4% 4% 無税 6.6% 4% 無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税			
(削除)					5801.35 たてパイル織物 (パイルを切つたものに限る。) 1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 2 その他のもの (1) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) その他のもの	4.2% 3.5% 無税 8% 6.6% 無税 4.8% 4% 無税	3.5% 3.5% 無税 6.6% 4% 4% 無税 6.6% 4% 無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税			
(省略) 5801.37 たてパイル織物 1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 2 その他のもの (1) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの (2) その他のもの (省略)	4.2% 3.5% 無税 8% 6.6% 無税 4.8% 4% 無税	3.5% 3.5% 無税 6.6% 4% 4% 無税 6.6% 4% 無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税		(省略) (新規) (省略)	4.2% 3.5% 無税 8% 6.6% 無税 4.8% 4% 無税	3.5% 3.5% 無税 6.6% 4% 4% 無税 6.6% 4% 無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税			

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 注 1～5 （省略） 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) （省略） 7～10 （省略）						第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 注 1～5 （省略） 6 第61.11項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、 <u>乳児用のおむつを含む。</u> (b) （省略） 7～10 （省略）						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。
61.08 女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  （省略）  ブリーフ及びパンティ						61.08 女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）  （省略）  ブリーフ及びパンティ						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
6108.21 綿製のもの	11.2%	7.4%			無税	6108.21 綿製のもの	11.2%	7.4%			無税	
6108.22 人造繊維製のもの	11.2%	7.4%			無税	6108.22 人造繊維製のもの	11.2%	7.4%			無税	
6108.29 その他の紡織用繊維製のもの  （省略）	11.2%	7.4%			無税	6108.29 その他の紡織用繊維製のもの  （省略）	11.2%	7.4%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
6111.20 綿製のもの						6111.20 綿製のもの						
1 手袋、ミトン及びミット	9%	7.4%				1 手袋、ミトン及びミット	9%	7.4%			無税	
2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		7.4%				2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		7.4%			無税	
(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%					(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%				無税	
(2) その他のもの	9%					(2) その他のもの	9%				無税	
3 その他のもの						3 その他のもの					無税	
(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.7%	10.8%				(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.7%	10.8%			無税	
(2) その他のもの	14%	10.8%				(2) その他のもの	14%	10.8%			無税	
6111.30 合成繊維製のもの						6111.30 合成繊維製のもの					無税	
1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%				1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%			無税	
2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類						2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類					無税	
(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%				(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%			無税	
(2) その他のもの	8%	6.6%				(2) その他のもの	8%	6.6%			無税	
3 その他のもの						3 その他のもの					無税	
(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.5%	10.7%				(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.5%	10.7%			無税	
(2) その他のもの	13.6%	10.7%				(2) その他のもの	13.6%	10.7%			無税	
6111.90 その他の紡織用繊維製のもの						6111.90 その他の紡織用繊維製のもの					無税	
1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%				1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%			無税	
2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類						2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類					無税	
(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%				(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%			無税	
(2) その他のもの	6.4%	5.3%				(2) その他のもの	6.4%	5.3%			無税	
3 その他のもの						3 その他のもの					無税	
(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	羊毛製又は織獣毛製のもの 10.9% その他のもの 8.4%				(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	羊毛製又は織獣毛製のもの 10.9% その他のもの 8.4%			無税	
(2) その他のもの						(2) その他のもの					無税	
A 羊毛製又は織獣毛製のもの	13%	10.9%				A 羊毛製又は織獣毛製のもの	13%	10.9%			無税	
B その他のもの	14%	8.4%				B その他のもの	14%	8.4%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
61.13 6113.00 衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。） 1 第59.06項の編物製のもの 2 その他のもの	6.7%	5.6%		無税	無税	61.13 6113.00 衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。） 1 第59.06項の編物製のもの 2 その他のもの	6.7%	5.6%		無税	無税	・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）  注 1～3（省略）  4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b)（省略）  5～9（省略）						第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）  注 1～3（省略）  4 第62.09項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、 <u>乳児用おむつを含む</u> 。 (b)（省略）  5～9（省略）						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行するため改正。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
62.08 女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品  (省略)  その他のもの						62.08 女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品  (省略)  その他のもの						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。	
6208.91 綿製のもの						6208.91 綿製のもの							
1 毛皮付きのもの	16%	10%				1 毛皮付きのもの	16%	10%					無税
2 その他のもの						2 その他のもの							
(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	7.4%				(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	7.4%					無税
(2) その他のもの	11.2%	9.1%				(2) その他のもの	11.2%	9.1%					無税
6208.92 人造繊維製のもの						6208.92 人造繊維製のもの							
1 毛皮付きのもの	16%	10%				1 毛皮付きのもの	16%	10%					無税
2 その他のもの						2 その他のもの							
(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	7.4%				(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	7.4%					無税
(2) その他のもの	11.2%	9.1%				(2) その他のもの	11.2%	9.1%					無税
6208.99 その他の紡織用繊維製のもの						6208.99 その他の紡織用繊維製のもの							
1 毛皮付きのもの	16%	10%				1 毛皮付きのもの	16%	10%					無税
2 その他のもの						2 その他のもの							
(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	9%				(1) シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	9%	9%				無税	
(2) その他のもの	11.2%	10%				(2) その他のもの	11.2%	10%				無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品						62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
6209.20 綿製のもの						6209.20 綿製のもの						
1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	
(2) その他のもの						(2) その他のもの						
A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	
B その他のもの	11.2%	9.1%			無税	B その他のもの	11.2%	9.1%			無税	
6209.30 合成繊維製のもの						6209.30 合成繊維製のもの						
1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	
(2) その他のもの						(2) その他のもの						
A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	
B その他のもの	11.2%	9.1%			無税	B その他のもの	11.2%	9.1%			無税	
6209.90 その他の紡織用繊維製のもの						6209.90 その他の紡織用繊維製のもの						
1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		
2 その他のもの						2 その他のもの						
(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	(1) 毛皮付きのもの	16%	10%			無税	
(2) その他のもの						(2) その他のもの						
A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	A 附属品	9%	7.4%		5.92%	無税	
B その他のもの						B その他のもの						
(a) 羊毛製又は織獣毛製のもの	9%	7.4%			無税	(a) 羊毛製又は織獣毛製のもの	9%	7.4%			無税	
(b) その他のもの	11.2%	9.1%			無税	(b) その他のもの	11.2%	9.1%			無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
62.10 衣類 (第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)  (省略)						62.10 衣類 (第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。)  (省略)						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
6210.50 その他の女子用の衣類 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	16% 11.2%	10% 9.1%			無税 無税	6210.50 その他の女子用の衣類 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	16% 11.2%	10% 9.1%			無税 無税	
62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類  (省略)  その他の女子用の衣類  (削除)  (省略)						62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類  (省略)  その他の女子用の衣類  6211.41 <u>羊毛製又は織獣毛製のもの</u>  1 <u>毛皮付きのもの</u>  2 <u>その他のもの</u>  (省略)						・貿易量僅少による統合。
6211.49 その他の紡織用繊維製のもの  1 毛皮付きのもの  2 その他のもの  -羊毛製又は織獣毛製のもの  -その他のもの	16%  11.2%	10%  9.1%  10%			無税  無税	6211.49 その他の紡織用繊維製のもの  1 毛皮付きのもの  2 その他のもの	16%  11.2%	10%  10%			無税  無税	

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品  (省略)						63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品  (省略)						・貿易量僅少による統合。
6306.90 その他のもの						その他のもの						
1 綿製のもの	6.7%	5.6%		無税		6306.91 綿製のもの	6.7%	5.6%		無税		
2 その他の繊維用繊維製のもの	4.8%	4%		無税		6306.99 その他の繊維用繊維製のもの	4.8%	4%		無税		
63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）  (省略)						63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）  (省略)						・生理用ナプキン等を新96.19項に移行することに伴う物品の移動。
6307.90 その他のもの						6307.90 その他のもの						
1 綿製のもの	7.8%	6.5%		無税		1 綿製のもの	7.8%	6.5%		無税		
2 その他のもの － 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。） － その他のもの	5.6%	4.7%		無税		2 その他のもの － 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。） － その他のもの	5.6%	4.7%		無税		

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品  (省略)						64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品  (省略)						・貿易量僅少による統合。
6406.90 <u>その他のもの</u>						<u>その他のもの</u>						
1 <u>木製のもの</u>						6406.91 <u>木製のもの</u>						
(1) <u>毛皮を使用したもの</u>	25%	25%				1 <u>毛皮を使用したもの</u>	25%	25%				
(2) <u>その他のもの</u>	4.2%	3.4%				2 <u>その他のもの</u>	4.2%	3.4%				
2 <u>その他の材料製のもの</u>						6406.99 <u>その他の材料製のもの</u>						
(1) <u>革製のもの及び毛皮を使用したもの</u>	25%	25%				1 <u>革製のもの及び毛皮を使用したもの</u>	25%	25%				
(2) <u>その他のもの</u>	4.2%	3.4%				2 <u>その他のもの</u>	4.2%	3.4%				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
<p>65.05 6505.00 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>1 <u>ヘアネット</u></p> <p>2 <u>その他のもの</u></p>						<p>65.05 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p> <p>6505.10 <u>ヘアネット</u></p> <p>6505.90 <u>その他のもの</u></p>						・貿易量僅少による統合。	
	3.8%	3.2%		無税			3.8%	3.2%		無税			
	7%	5.8%		無税			7%	5.8%		無税			
<p>68.11 石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品</p> <p>(省略)</p> <p>石綿を含有しないもの</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>6811.89 その他の製品</p>						<p>68.11 石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品</p> <p>(省略)</p> <p>石綿を含有しないもの</p> <p>(省略)</p> <p>6811.83 <u>管及び管用継手</u></p> <p>6811.89 その他の製品</p>							・貿易量僅少による統合。
	3.9%	2.6%		無税			3.9%	2.6%		無税			

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考	
品名	税率					品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		
<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注 1、2 (省略)</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 第42類の注3(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品 (f)～(p) (省略)</p> <p>4～8 (省略)</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a)、(b) (省略) これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかないかを問わない(例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びびさんご)。</p> <p>10、11 (省略)</p>						<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注 1、2 (省略)</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 第42類の注2(B)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品 (f)～(p) (省略)</p> <p>4～8 (省略)</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a)、(b) (省略) これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかないかを問わない(例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びびさんご)。</p> <p>10、11 (省略)</p>							
<p>73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品</p> <p>7319.40 安全ピンその他のピン</p> <p>(省略)</p>	無税	無税				<p>73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品</p> <p>7319.20 安全ピン</p> <p>7319.30 その他のピン</p> <p>(省略)</p>	無税	無税					・貿易量僅少による統合。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）						74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）						・貿易量僅少による統合。
7418.10 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	無税				食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品						
(省略)						7418.11 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	無税				
						7418.19 その他のもの	無税	無税				
						(省略)						
76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）						76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）						・貿易量僅少による統合。
7615.10 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	無税				食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品						
(省略)						7615.11 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	無税				
						7615.19 その他のもの	無税	無税				
						(省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現 行					備 考		
品 名	税 率					品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
82.01 手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）  （省 略）  （削 除）  （省 略）						82.01 手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）  （省 略）  8201.20 <u>フォーク</u>  （省 略）						・貿易量僅少による統合。
8201.90 その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	無税	無税				8201.90 その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	無税	無税				
82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの  （省 略）  （削 除）						82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの  （省 略）  8205.80 <u>金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</u>						・貿易量僅少による統合。
8205.90 <u>その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）</u>	無税	無税				8205.90 <u>手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。）</u>	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
<p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注 1 (省 略)</p> <p>2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p>また、第84.24項には、次の物品を含まない。 (a) <u>インクジェット方式の印刷機</u> (第84.43項参照) (b) <u>ウォータージェット切断機械</u> (第84.56項参照)</p> <p>3～9 (省 略)</p> <p>号注 1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。</p> <p>2 (省 略)</p>						<p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注 1 (省 略)</p> <p>2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p>また、第84.24項には、<u>インクジェット方式の印刷機</u> (第84.43項参照) を含まない。</p> <p>3～9 (省 略)</p> <p>号注 1 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(B)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキャナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。</p> <p>2 (省 略)</p>						<p>・分類の明確化。</p> <p>・HS2007改正の際の改正漏れ。</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
84.52 ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。） 、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー  （省略）  （削除）						84.52 ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。） 、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー  （省略）						・貿易量僅少による統合。
8452.90 ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	無税	無税				8452.40 ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	無税	無税				
						8452.90 ミシンのその他の部分品	無税	無税				
84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械  （省略）						84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械  （省略）						・84.56項の範囲の拡大。 ・ウォータージェット切断機械の明確化。
8456.90 その他のもの	無税	無税				8456.90 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
84.66 第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー  （省略）						84.66 第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー  （省略）						・84.66項の範囲の拡大。
8466.93 第84.56項から第84.61項までの機械に使用するもの  （省略）	無税	無税				8466.93 第84.56項から第84.61項までの機械に使用するもの  （省略）	無税	無税				
84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）  （省略）						84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）  （省略）						・貿易動向把握。
8479.60 蒸発式空気冷却装置  旅客搭乗橋	無税	無税				8479.60 蒸発式空気冷却装置  （新規）	無税	無税				
8479.71 空港において使用する種類のもの	無税	無税				（新規）						
8479.79 その他のもの  その他の機械類  （省略）	無税	無税				（新規）  その他の機械類  （省略）						
8479.89 その他のもの	無税	無税				8479.89 その他のもの	無税	無税				
8479.90 部分品	無税	無税				8479.90 部分品	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第90.18項参照) (e) (省略)  2～9 (省略)						第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品  注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省略) (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(第90類参照) (e) (省略)  2～9 (省略)						・表現の整合。
85.07 蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。  (省略)  8507.50 ニッケル・水素蓄電池  8507.60 リチウム・イオン蓄電池  8507.80 その他の蓄電池  (省略)	無税	無税				85.07 蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。  (省略)  (新規)  (新規)  8507.80 その他の蓄電池  (省略)	無税	無税				・貿易動向把握。
85.22 部分品及び附属品(第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。)  (省略)						85.22 部分品及び附属品(第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)  (省略)						・HS2007改正で85.20項が85.19項に統合されたため修正。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）  （省 略）  光学媒体  8523.41 記録してないもの  8523.49 その他のもの  （省 略）						85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）  （省 略）  8523.40 光学媒体  （省 略）	無税	無税				・貿易動向把握。
	無税	無税										
85.28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）  （省 略）  テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）  （省 略）  8528.73 その他のもの（モノクロームのものに限る。）						85.28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）  （省 略）  テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）  （省 略）  8528.73 その他のもの（ <u>白黒その他のモノクロームのもの</u> に限る。）	無税	無税				・8540.12号、8540.40号及び8540.50号の改正に伴う表現の修正。
	無税	無税										

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
85.40 熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）  テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）  （省略）						85.40 熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）  テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）  （省略）						・貿易量僅少による統合。
8540.12 モノクロームのもの  （省略）	無税	無税				8540.12 <u>白黒その他のモノクロームのもの</u>  （省略）	無税	無税				
8540.40 <u>データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもの（蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）又はモノクロームのものに限る。）</u>  （削除）  （省略）	無税	無税				8540.40 <u>データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）</u>  8540.50 <u>データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他のモノクロームのものに限る。）</u>  （省略）	無税	無税				
マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）  （省略）  （削除）						マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）  （省略）						
8540.79 その他のもの  （省略）	無税	無税				8540.72 <u>クライストロン</u>  8540.79 その他のもの  （省略）	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行					備考	
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠
87.14 部分品及び附属品（第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。） 8714.10 <u>モーターサイクル（モペットを含む。）のもの</u>  (省略)	無税	無税				87.14 部分品及び附属品（第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。） <u>モーターサイクル（モペットを含む。）のもの</u> 8714.11 <u>サドル</u> 8714.19 <u>その他のもの</u>  (省略)	無税	無税				・貿易量僅少による統合。
90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） 9007.10 <u>撮影機</u>  (省略)	無税	無税				90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） <u>撮影機</u> 9007.11 <u>幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル8ミリメートルフィルムを使用するもの</u> 9007.19 <u>その他のもの</u>  (省略)	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）  （削除）  （削除）  （削除）  （削除）  9008.50 投影機、引伸機及び縮小機  （省略）						90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）  9008.10 <u>スライド映写機</u>  9008.20 <u>マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）</u>  9008.30 <u>その他の投影機</u>  9008.40 <u>写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）</u>  （新規）  （省略）							・貿易量僅少による統合。
91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）  9109.10 <u>電気式のもの</u>        （省略）						91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）  <u>電気式のもの</u>  9109.11 <u>目覚まし時計のもの</u>  9109.19 <u>その他のもの</u>        （省略）							・貿易量僅少による統合。
91.14 その他の時計の部分品  （省略）  （削除）  （省略）  9114.90 その他のもの						91.14 その他の時計の部分品  （省略）  9114.20 <u>石</u>  （省略）  9114.90 その他のもの							貿易量僅少による統合

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
92.05 吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びパーバリアオルガンを除く。）  (省略)						92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）  (省略)						・92.08項のオーケストリオン等が除外されることを明確化。
93.01 軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）  9301.10 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）  (省略)	12.8%	8.4%		無税		93.01 軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）  火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）  9301.11 自走式のもの 9301.19 その他のもの  (省略)	12.8%	8.4%		無税		・貿易量僅少による統合。
93.05 第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品  (省略)  9305.20 第93.03項の散弾銃又はライフルのもの  (省略)	6.6%	5.4%		無税		93.05 第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品  (省略)  第93.03項の散弾銃又はライフルのもの  9305.21 散弾銃の銃身 9305.29 その他のもの  (省略)	6.6%	5.4%		無税		・貿易量僅少による統合。

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
<p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。                      (a)～(f) (省 略)                      (g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、<u>第85.19項又は第85.21項の機器の部分品</u>（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具                      (h)～(l) (省 略)</p> <p>2 (省 略)                      ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。                      (a) <u>食器棚、本箱その他の棚付き家具（壁に取り付けるための支持物とともに提示する単一の段の棚を含む。）及びユニット式家具</u>                      (b) (省 略)</p> <p>3、4 (省 略)</p>						<p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。                      (a)～(f) (省 略)                      (g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、<u>第85.19項から第85.21項までの機器の部分品</u>（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具                      (h)～(l) (省 略)</p> <p>2 (省 略)                      ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。                      (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具                      (b) (省 略)</p> <p>3、4 (省 略)</p>						<p>・ HS2007改正で85.20項が95.19項に統合されたため修正。</p> <p>・ 分類の明確化。</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠	
<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(l) (省略)</p> <p>(m) 液体ポンプ(第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第84.21項参照)、電動機(第85.01項参照)、トランスフォーマー(第85.04項参照)、<u>ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるかないかを問わない。)(第85.23項参照)、無線遠隔制御機器(第85.26項参照)並びにコードレス赤外線遠隔制御機器(第85.43項参照)</u></p> <p>(n)～(v) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 <u>第9504.50号には、次の物品を含む。</u></p> <p>(a) <u>ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面上に画像が再生されるものに限る。)</u></p> <p>(b) <u>ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない。)</u></p> <p><u>この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第9504.30号参照)を含まない。</u></p>						<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(l) (省略)</p> <p>(m) 液体ポンプ(第84.13項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第84.21項参照)、電動機(第85.01項参照)、トランスフォーマー(第85.04項参照)並びに無線遠隔制御機器(第85.26項参照)</p> <p>(n)～(v) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(新規)</p>							<p>・分類の明確化</p> <p>・ビデオゲーム機器の分類の明確化。</p>

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
95.04 <u>ビデオゲーム用のコンソール又は機器</u> 、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）						95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）						・ビデオゲーム機器の分類の明確化。
(削除)						9504.10 <u>テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム</u>	無税	無税				
(省略)						(省略)						
9504.30 その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）	無税	無税				9504.30 その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税	無税				
(省略)						(省略)						
9504.50 <u>ビデオゲーム用のコンソール又は機器</u> （第9504.30号の物品を除く。）	無税	無税				(新規)						
9504.90 その他のもの						9504.90 その他のもの						
1 ボーリングボール	4.6%	無税		無税		1 ボーリングボール	4.6%	無税		無税		
2 チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	3.8%	無税		無税		2 チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	3.8%	無税		無税		
3 その他のもの	無税	無税				3 その他のもの	無税	無税				

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案						現行						備考
品名	税率					品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠		基本	協定	暫定	特惠	LDC特惠	
96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）  (省略)						96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）  (省略)						・貿易量僅少による統合。
9608.30 万年筆その他のペン						万年筆その他のペン						
1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	無税				9608.31 製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	無税	無税				
2 その他のもの	6.6%	5.4%		無税		1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	6.6%	5.4%		無税		
(省略)						9608.39 その他のもの	無税	無税				
						1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	6.6%	5.4%		無税		
						2 その他のもの	6.6%	5.4%		無税		
						(省略)						

(別表) HS改正・新旧対照表

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		LDC特惠	基本	協定	暫定		特惠	LDC特惠
96.19 9619.00 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）						(新規)						・生理用のナプキン等の貿易動向把握。
1 紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製のもの及び紡織用繊維のウォッディング製のもの	無税	無税										
2 綿製のもの	6.5%	●6.5%～ 10.8%		無税								
3 その他のもの	3.9%	●3.9%～ 10.9%		無税								

- (注) 1. 改正の施行期日は、平成24年1月1日とする。  
 2. 上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。  
 3. 協定（税率）は参考。